

【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 議員厚生事業助成金                    |
| 被補助団体名 | 佐倉市議会議員互助会                   |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

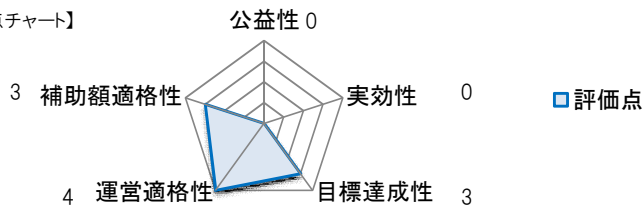
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 1         |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 議会事務局     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |            | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|------------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性        | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |            | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |            | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 0   | ✓          |   |
|      | 実効性        | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |            | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |            |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営<br>適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額<br>適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |            |  | 26  | 10  | ✓          |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>政策的な経費ではないこと、主に福利厚生、教養向上に資するための経費であることから、目標値の数値化が困難である。   |
|                | 【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input checked="" type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 当該助成金の主な支出事項については、北総地区市議会正副議長会主催の北総地区全議員を対象にして開催している議員研修会の参加負担金助成と議員改選(4年毎)時の作業服等(希望者)購入が主なものである。議員の交流や資質向上のため必要であると思われるので、継続したい。または、予算事業:「議員報酬及び活動費」での予算計上について検討したい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】事業課の選択を了承できると認める |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 0   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 政務調査費                        |
| 被補助団体名 | 各会派及び会派に属さない議員               |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

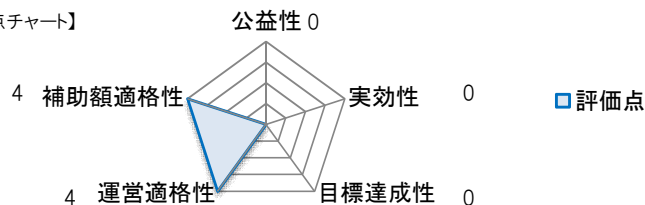
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 2           |
| 作成日     | 平成23年7月8日   |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)・個人等 |
| 担当課名    | 議会事務局       |
| 分類別交付区分 | 基準該当        |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 0   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 0      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 8   |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>政策的な経費ではないこと、調査研究に資するための経費であることから、目標値の数値化が困難である。  |
|            | 【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 佐倉市議会議員の調査研究に資するための必要経費の一部(佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例第1条)であるので、継続したい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】事業課の選択を了承できると認める |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 0   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 0   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市役所職員共済会補助金                 |
| 被補助団体名 | 佐倉市役所職員共済会                    |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援         |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内 ・団体設立後5年を経過していないこと |

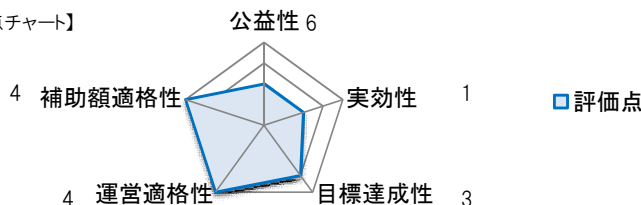
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 3           |
| 作成日     | 平成23年7月12日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費・運営費) |
| 担当課名    | 総務課         |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 食堂等庁舎施設整備については、職員のみならず来庁者もその利益を受ける対象であり、また、職員のための福利厚生事業の充実、市民サービスの向上につながると考えられるため、労使双方の適正負担は必要であると考えられる。また、公費投入対象経費として対象となる事業の性質等を勘案し、その負担が適正となるよう整理している。また、毎年決算監査を行い、適正な会計処理を行っている。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 職員の心身の健康を害する職員の増大が懸念される今、職員が安心して働ける環境整備、職員の資質向上に寄与する事業、職員の活力を増進させる事業など、福利厚生事業の担う役割が大きくなっているものと認識しており、引き続き、労使双方の適正負担は必要であると考え。各事業に対する公費投入の是非について、事業ごとの性質を踏まえ、引き続き検討していきたい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】事業課の選択を了承できると認める |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉交通安全協会佐倉支部長連絡協議会補助金 |
| 被補助団体名 | 佐倉交通安全協会佐倉支部長連絡協議会    |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

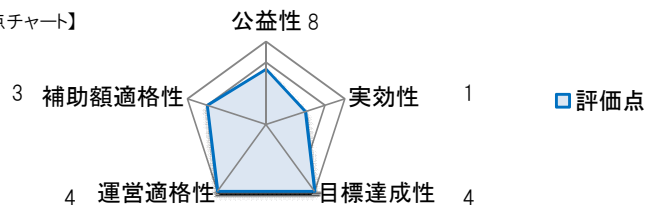
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 4          |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>市内の交通安全運動、街頭啓発、小中学校での交通安全移動教室等の事業に協力をしていただき、今後も連携して事業の実施を図っていくため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市交通安全母の会事業補助金       |
| 被補助団体名 | 佐倉市交通安全母の会            |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

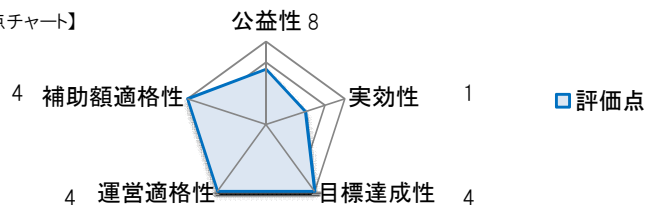
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 5          |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>市内の交通安全運動、街頭啓発、小中学校での交通安全移動教室等の事業に協力をしていただき、今後も事業を協力して実施していくため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市チャイルドシート購入助成金     |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

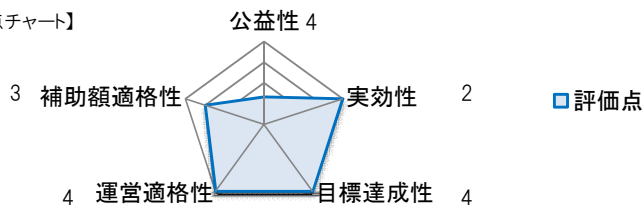
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 6          |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>チャイルドシートの普及、利用促進を進める必要がある。 |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 4   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市公共交通移動円滑化設備整備費補助金 |
| 被補助団体名 | ちばグリーンバス株式会社         |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

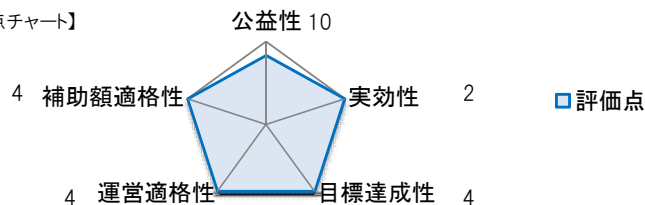
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 7          |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 24  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>高齢者の増加等によりバス利用者の利便性向上のため、バスのバリアフリー化が求められている。   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>ノンステップバスの導入により、高齢者や障がい者等の移動の円滑化を図るため。  |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市生活交通路線維持費補助金      |
| 被補助団体名 | ちばグリーンバス株式会社         |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

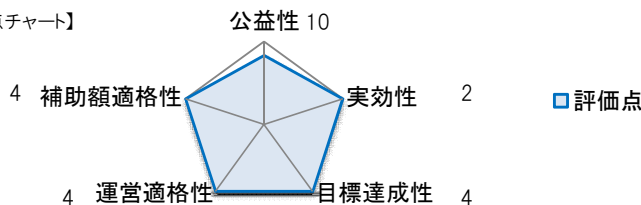
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 8          |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 24  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>バス利用者の減少により、既存バスの存続が危ぶまれる中で、バス以外の交通手段を持たない利用者のニーズがある。   |
|                | 【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>補助を実施しない場合、バス路線の廃止が危惧されるため。 |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市バス運行対策費補助金        |
| 被補助団体名 | ちばフラワーバス株式会社         |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

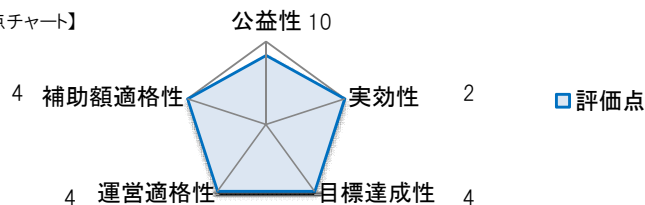
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 9          |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 24  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>バス利用者の減少により、既存バスの存続が危ぶまれる中で、バス以外の交通手段を持たない利用者のニーズがある。  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>補助を実施しない場合、バス路線の廃止が危惧されるため。  |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市自主防災組織活動助成金       |
| 被補助団体名 | 市内自主防災組織             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・所要額                 |

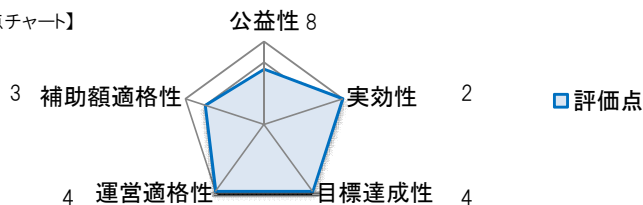
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 10          |
| 作成日     | 平成23年7月11日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費・運営費) |
| 担当課名    | 交通防災課       |
| 分類別交付区分 | 基準該当        |

| 点検項目 |            | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|------------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性        | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |            | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性        | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |            |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営<br>適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額<br>適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |            |  | 26  | 21  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>質問4: 加入世帯数による整備率  |
|                | 【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>災害時において、公的機関の活動が制限される状況下では、地域の自主的な防災活動が市民の生命・財産を守る上で重要となる。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 災害見舞金                        |
| 被補助団体名 | 災害による住家被害や傷害を受けた個人           |
| 分類     | ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額                         |

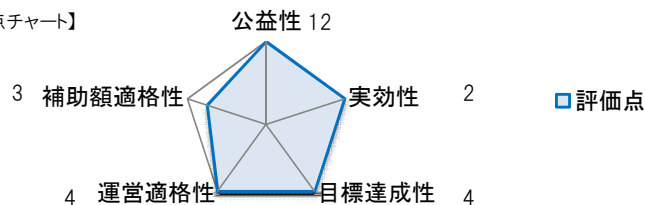
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 11         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 25  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載】</p> <p>項目4: 災害による住家被害や傷害を受けた個人への見舞金支給率100%。<br/>項目9: 見舞金である性質上、団体等の運営事業費ではなく、繰越金等には該当しない。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】</p> <p>災害による被災者支援は、継続して行う必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】</p> <p>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 12  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市災害被災者賃貸住宅助成金            |
| 被補助団体名 | 災害により住家が全焼・亡失し、賃貸住宅に居住する個人 |
| 分類     | ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援     |
| 交付基準   | ・所要額 ・所得要件を設けること           |

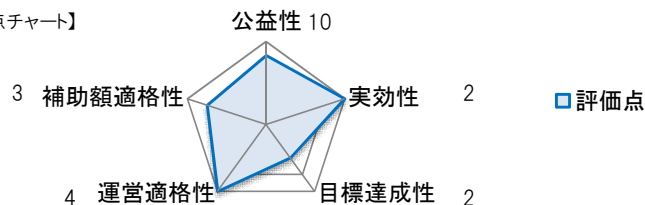
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 12         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>質問4: 災害により住家が全焼・亡失し、賃貸住宅に居住する個人への支援率100%。<br/>質問9: 支援金である性質上、団体等の運営事業費ではなく、繰越金等には該当しない。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>災害による被災者支援は、継続して行う必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市災害予防・復旧工事資金利子補給補助金        |
| 被補助団体名 | 災害の予防・復旧工事に要する資金の融資を受けた個人    |
| 分類     | ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額                         |

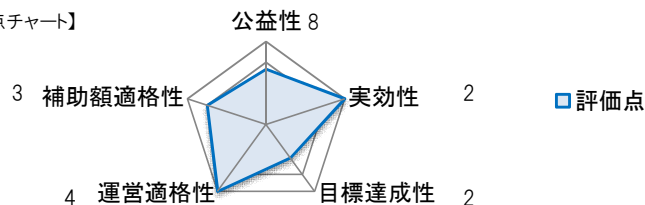
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 13         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|--------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2   | ✓      |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4  | 4   | ✓      |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓      |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 0   | ✓      |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 1   | ✓      |
| 合計   |        |  | 26 | 19  |        |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>質問4: 災害の予防・復旧工事に要する資金の融資を受けた個人への支援100%。<br/>質問9: 利子補給である性質上、団体等の運営事業費ではなく、繰越金等には該当しない。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>災害による被災者支援は、継続して行う必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市地区集会所整備事業補助金      |
| 被補助団体名 | 各自治会・町内会             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

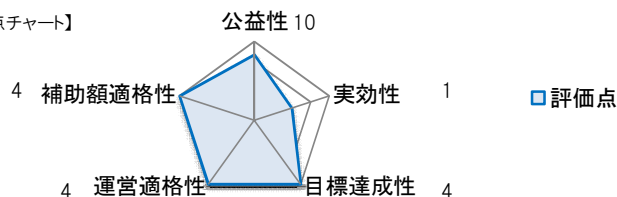
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 14         |
| 作成日     | 平成23年7月10日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 自治人権推進課    |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 23  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>地域住民で構成する自治会等の総意に基づき、自治活動の拠点施設である集会所の利便性維持・向上についての支援を実施する事業のため<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>自治会等の公益的活動を活発化させるため、地域コミュニティの核となる施設である集会所の新築・修繕要望について引き続き補助していく必要がある。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市コミュニティ助成事業補助金     |
| 被補助団体名 | 各自治会・町内会             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・所要額                 |

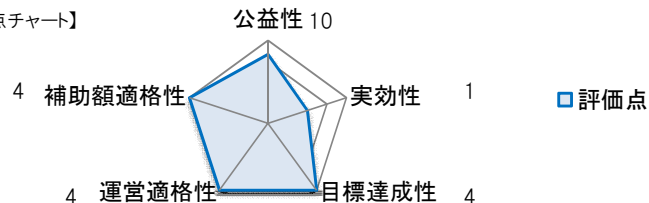
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 15         |
| 作成日     | 平成23年7月10日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 自治人権推進課    |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容  | 配点   | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|---|--|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4:補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2:補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0:補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4:当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2:当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0:当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4:社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2:社会経済状況の実情に合致している。<br>0:社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2:効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1:効果を推量することができる。<br>0:効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性   | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2:目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1:目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0:目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |   | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2:成果値は目標値の80%以上である。<br>1:成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0:成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2:規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0:規則又は要綱に基づいていない。  | 2  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2:帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0:帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。  | 2  | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2:繰越金の額は補助金額未満である。<br>1:繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0:繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2:補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1:補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0:補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |   | 26   | 23  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>地域住民で構成する自治会等の総意に基づき、地域課題の把握に努め、自治活動に直接必要な備品の整備に対する支援事業を実施しているため<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>各自治会・町内会の公益的活動を活発化させるため、必要な備品等の整備への補助を継続する必要がある。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金          |
| 被補助団体名 | 佐倉市内自治会・町内会・区等地縁団体           |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

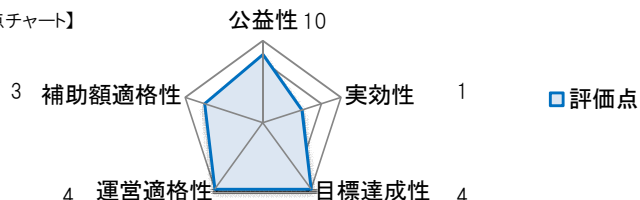
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 16        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 自治人権推進課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容  | 配点   | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|---|--|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4:補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2:補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0:補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4:当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2:当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0:当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4:社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2:社会経済状況の実情に合致している。<br>0:社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2:効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1:効果を推量することができる。<br>0:効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性   | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2:目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1:目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0:目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |   | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2:成果値は目標値の80%以上である。<br>1:成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0:成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2:規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0:規則又は要綱に基づいていない。  | 2  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2:帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0:帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。  | 2  | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2:繰越金の額は補助金額未満である。<br>1:繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0:繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2:補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1:補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0:補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |   | 26   | 22  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>構成団体である各自治会等の意見に基づき地域課題の把握に努め、地域の共通課題についての調査研究に関する事業や、自治会等の区域を超えた課題に対する事業等を実施しているため。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>市内宅地開発・区画整理等により新規自治会が設立されていることに伴い、各地区連合協議会加盟自治会数も増加しており、それら団体に対しても同交付金を通して活動を支援する必要がある。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市自治会等自治振興交付金               |
| 被補助団体名 | 佐倉市内自治会・町内会・区等地縁団体           |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

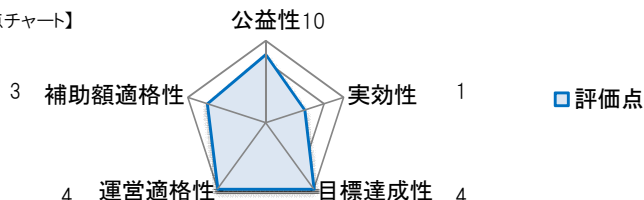
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 17        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 自治人権推進課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |            | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|------------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性        | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |            | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性        | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |            | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |            |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営<br>適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額<br>適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |            |  | 26  | 22  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>地域住民の意見に基づき、地域課題の把握に努め、環境美化活動や防犯・防災活動などの公益事業や、各種親睦事業を実施しているため。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性            | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>宅地開発・区画整理等により設立された新規自治会等に対しても同交付金を通して活動を支援する必要がある。また、一般の震災を踏まえ、地域の公益的活動の重要性が増しており、地域コミュニティの維持・形成を図る必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市地域まちづくり協議会事業交付金           |
| 被補助団体名 | 臼井ふるさとづくり協議会(他3協議会)          |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

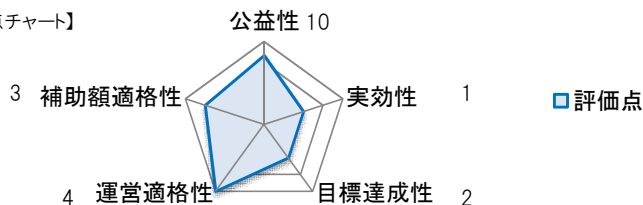
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 18         |
| 作成日     | 平成23年7月10日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 自治人権推進課    |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】</p> <p>◆各協議会の構成団体である、関係自治会、関係団体、地域住民等からの意見に基づき、地域課題の把握に努めているため</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】</p> <p>◆地域が抱える課題について地域住民が一体となって主体的に取り組むことで、引いては行政が把握している課題の解決に繋がり、市全体のより良いまちづくりの実現に近づくため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】</p> <p>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【 平成23年度見直し時補助金点検シート 】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市民憲章推進協議会交付金               |
| 被補助団体名 | 佐倉市民憲章推進協議会                  |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

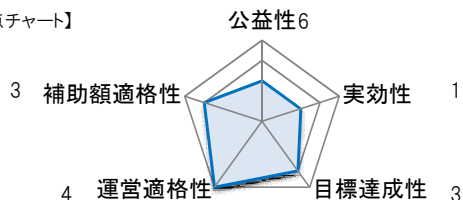
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 19        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 自治人権推進課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目   |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|--------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性    | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|        |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|        |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|        | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|        |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|        |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性    | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|        |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
| 補助額適格性 | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|        |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計     |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | <b>【事業課が上記方向性を選択した理由】</b><br>ふるさと意識を醸成し、市民協働による住みやすいまちづくりを進めるためには、市民憲章精神の普及・啓発が重要であり、このための活動を展開する市民憲章推進協議会を支援することが必要である。   |
|                | <b>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】</b><br>事業課の選択を了承できると認める。<br>事業の目的と効果を再検討し、内容については見直しが必要と思われる。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 市民提案型協働事業助成金                 |
| 被補助団体名 | 市民提案型協働事業助成金                 |
| 分類     | ⑦市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内                   |

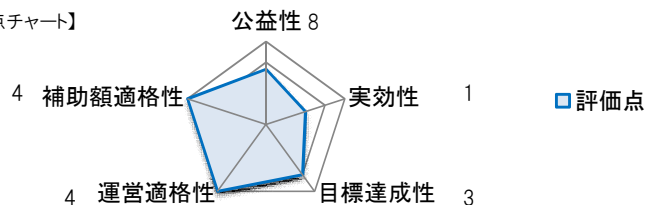
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 20         |
| 作成日     | 平成23年7月10日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 自治人権推進課    |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>◆市民等が抱える課題について、市民公益活動団体が主体的に取り組むことで、市全体のより良いまちづくりの実現に近づくため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>新たな市民公益活動団体の育成のため、助成の方法をさらに検討する必要がある。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市共聴施設整備事業費補助金      |
| 被補助団体名 | 坂下テレビ共同受信施設組合        |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

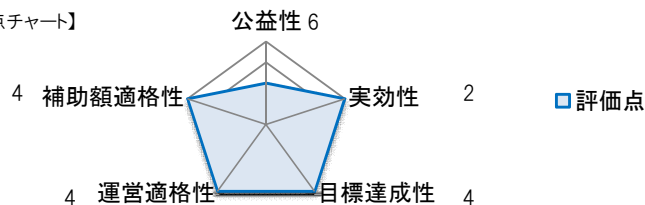
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 21        |
| 作成日     | 平成23年7月6日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 情報システム課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】自主共聴施設(テレビ受信のためのアナログ共同アンテナ)を地上デジタル放送に対応させるための改修に係る事業費に対し、補助金を交付するもので、国庫補助金が全額充当される。 ニーズ: デジタル放送の視聴 指標: 視聴可能となる世帯数<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>平成23年7月24日をもって地上デジタル放送への移行が終了するため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】事業課の選択を了承できると認める |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市民生委員児童委員協議会交付金            |
| 被補助団体名 | 佐倉市民生委員児童委員協議会               |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

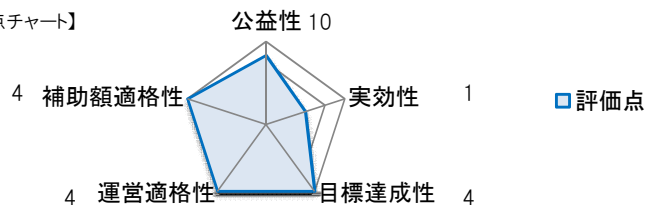
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 22         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 社会福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 23  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 民生委員児童委員は、要援護者支援など地域福祉を担っており、民生委員児童委員協議会はその民生委員児童委員の活動を支援する事業を行っていることから、公益性が高く、同協議会を支援する必要性は高い。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 要援護者支援などの地域福祉を担っている民生委員児童委員の活動を支援等している民生委員児童委員協議会は、地域福祉を充実させていく上で重要な役割を果たすことが期待されることから、今後も継続して支援していく必要がある。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(事業費分) |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会         |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援    |
| 交付基準   | 補助率2分の1以内                |

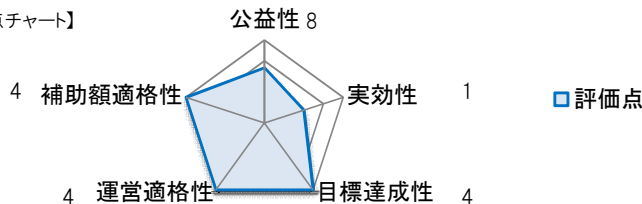
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 23         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 社会福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |            | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |
|------|------------|--|----|-----|------------|
| 効果性  | 公益性        | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2   | ✓          |
|      |            | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 4   | ✓          |
|      |            | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓          |
|      | 実効性        | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓          |
|      |            | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 2   | ✓          |
|      |            | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 2   | ✓          |
| 適格性  | 運営<br>適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓          |
|      |            | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓          |
|      | 補助額<br>適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓          |
|      |            | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 2   | ✓          |
| 合計   |            |  | 26 | 21  | ✓          |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 主な補助対象事業は、心配ごと相談の開催や善意銀行、ボランティア活動育の育成などであり、これら事業については、地域福祉の向上、地域福祉活動の推進などに貢献している。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 心配ごと相談や善意銀行、ボランティア活動育成事業などの補助対象事業は、地域福祉の向上や地域福祉活動の促進に寄与するものであり、その必要性は高く今後も継続して支援すべきと判断される。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【 平成23年度見直し時補助金点検シート 】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(人件費分)      |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会              |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援         |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内 ・団体設立後5年を経過していないこと |

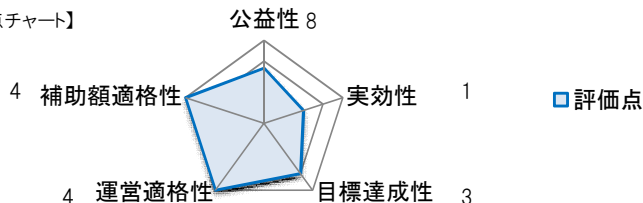
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 24          |
| 作成日     | 平成23年7月12日  |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)     |
| 担当課名    | 社会福祉課       |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容  | 配点   | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|---|--|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4:補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2:補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0:補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4:当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2:当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0:当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4:社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2:社会経済状況の実情に合致している。<br>0:社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2:効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1:効果を推量することができる。<br>0:効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性   | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2:目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1:目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0:目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |   | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2:成果値は目標値の80%以上である。<br>1:成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0:成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2:規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0:規則又は要綱に基づいていない。  | 2  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2:帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0:帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。  | 2  | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2:繰越金の額は補助金額未満である。<br>1:繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0:繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2:補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1:補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0:補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |   | 26   | 20  | ✓          |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進する団体として位置付けられ、市と連携する中で地域福祉の充実や市民参加による地域福祉の推進に関する事業が実施され、市民福祉の向上に貢献している。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的としている団体であり、その特性から団体運営のための人件費を確保することが難しく、また市と連携する中で地域福祉の充実や推進を図っていくため、人件費の補助は今後も継続すべきと判断している。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市遺族会補助金                |
| 被補助団体名 | 佐倉市遺族会                   |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

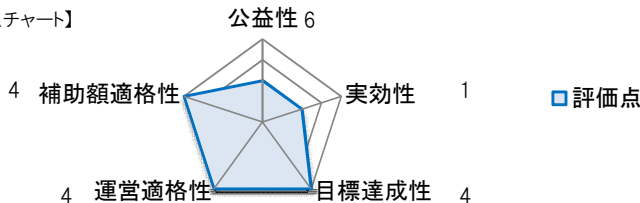
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 25         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 社会福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  | ✓          |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 遺族会の補助対象は、戦没者の遺骨が保管されている忠霊塔の点検管理(清掃等)や追悼式参列等の遺族援護であり、平和都市宣言をしている佐倉市において市民の平和に対する意識の高揚などに貢献している。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 遺族会の会員が減少する中で、忠霊塔の点検管理や戦没者遺族の支援を行っている遺族会への支援は、平和宣言都市として恒久平和に寄与するために必要と考える。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市鉄道駅バリアフリー化整備事業補助金     |
| 被補助団体名 | 京成電鉄株式会社(平成22年度)         |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

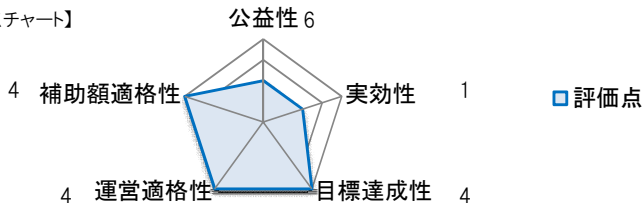
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 26         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 社会福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  | ✓          |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 鉄道駅バリアフリー化は、市内5の鉄道駅について完了したところであるが、利用者が少ない駅のエレベーター設置など交通移動手段に係るバリアフリー化は高齢化の進展などの社会的な要請により、その必要性は高い。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 現段階では、民間事業者等の計画が未確定であるが、高齢化の進展などを背景としてバリアフリー化は必要と判断される。なお、今後「佐倉市福祉のまちづくり計画」の見直し等を通じて、具体的に検討していく。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 主要な鉄道駅では、バリアフリー化が済み、拡大の方向性は疑問であるが、継続(維持)は承認できる。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金 |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人 愛光 他           |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)  |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

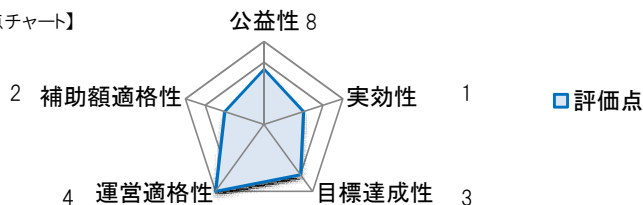
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 27         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 補助対象施設の事業所数の増減、利用者受入数の増減により、当補助事業の成果を推し量ることができる。社会福祉法人に地域を代表する理事が専任されており、一定の住民ニーズが担保されている。9に関しては、適切な会計処理が行われていることを確認している。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 この補助金があることによって地域の障害者福祉の向上が図られるため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金 |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人 愛光 他            |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)   |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内             |

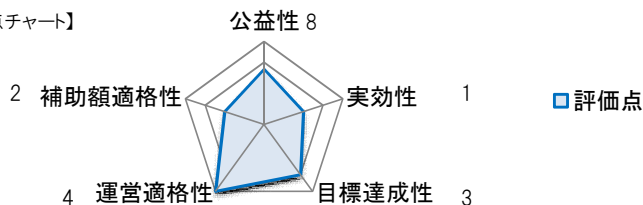
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 28         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 補助対象施設の事業所数の増減、利用者受入数の増減により、当補助事業の成果を推し量ることができる。社会福祉法人に地域を代表する理事が専任されており、一定の住民ニーズが担保されている。9に関しては、適切な会計処理が行われていることを確認している。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input checked="" type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 この補助金があることによって地域の障害者福祉の向上が図られるため。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市民間心身障害者施設運営費補助金            |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人 愛光 他                   |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援         |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内 ・団体設立後5年を経過していないこと |

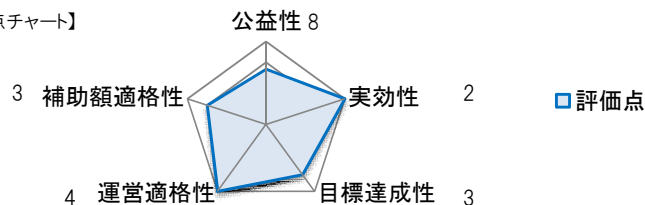
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 29         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  | ✓          |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】補助対象民間社会福祉施設等の利用者受入数の増減により、当補助事業の成果を推し量ることができる。心身障害者の増加などもあり、ニーズが高まっており、補助が必要となっている。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】事業者へ支払われる自立支援法による報酬には、依然として事務職員の人権費は含まれておらず、このことが各事業者の事務職員確保を困難にしている。各事業者が、十分な事務職員を配備して、より円滑な事業運営ができるよう、当補助事業を継続することが望ましい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市障害者グループホーム運営費等補助金  |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人 よつば 他          |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

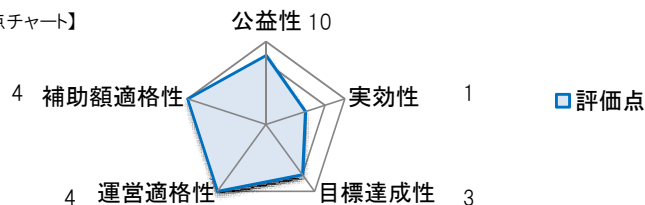
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 30         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  | ✓          |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>障害者の方が、安心して自立した地域生活を営むため、グループホーム・ケアホームの整備が求められている。また、グループホーム等の運営負担の軽減となり、事業継続が見込まれる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】 運営に係る人件費などに対して継続的に補助を実施することにより、人員等を十分に確保したグループホーム等の整備が推進され、障害者の受け入れ数が拡大する。よって、障害者の地域移行が促進され、日常生活の充実が期待できるため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市知的障害者生活ホーム運営事業補助金 |
| 被補助団体名 |                      |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・所要額                 |

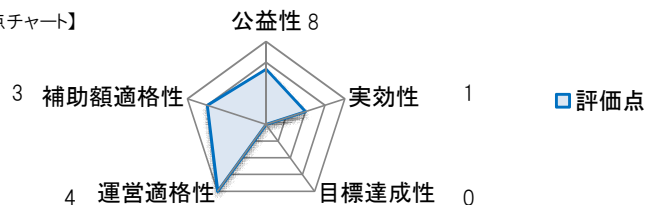
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 31         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 0      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 16  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 知的障害者の社会参加の促進が期待できる。地域で知的障害者を支え合おうというニーズが高まっており、その役割を施設が担っているため補助を行っている。  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>・知的障害者の社会参加の促進を図るため、当事業を継続することが望ましい。   |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 0   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市通所サービス利用促進事業補助金    |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人 えのき会「オリオンハウス」他 |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

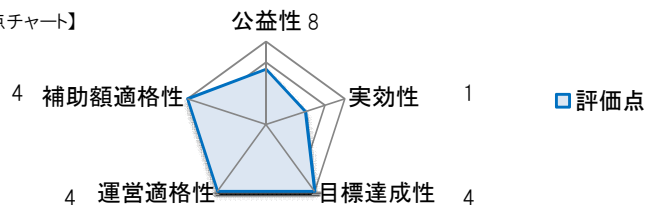
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 32         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|--------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2   | ✓      |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4  | 2   | ✓      |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 4   | ✓      |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 2   | ✓      |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 2   | ✓      |
| 合計   |        |  | 26 | 21  | ✓      |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>送迎サービスを実施している通所サービス事業所に対し補助を行うことにより、利用する障害者の通所が容易となる。また、事業所の負担軽減となり、送迎サービスの継続が期待できる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>送迎サービスが継続されることにより、利用障害者の通所に関する負担が軽くなり、日中活動の充実が期待できるため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市民間心身障害者施設整備事業補助金  |
| 被補助団体名 | 22年度はなし              |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

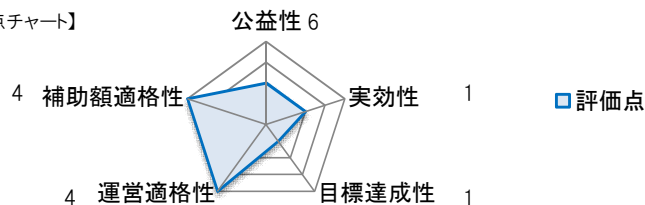
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 33         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 16  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>民間心身障害者施設を整備する際に事業費補助を実施し、整備の促進を図るものであるが、平成22年度は施設整備が実施されなかった。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>平成23年度はグループホーム(定員7人程度)の施設整備が予定されている。補助を実施することにより、障害者の地域移行促進や日常生活の充実が期待できるため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 1   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市本人活動支援事業補助金        |
| 被補助団体名 | 佐倉市手をつなぐ育成会 他         |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

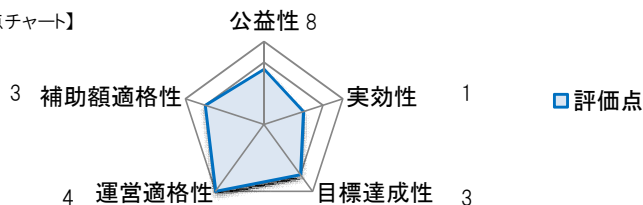
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 34         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)    |
| 担当課名    | 障害福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】・障害者団体へ補助をすることで、活動を推進し、障害者の権利や生活の向上が期待できる。障害児の環境を良くしたいという要望が以前より高まっており、福祉として補助している。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>・障害者等が自らの権利や自立のための活動の活性化を図るため、当事業を継続することが望ましい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市社会福祉施設整備事業借入金元金補助金 |
| 被補助団体名 | 特別養護老人ホーム佐倉白翠園 他5施設   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)  |
| 交付基準   | ・所要額                  |

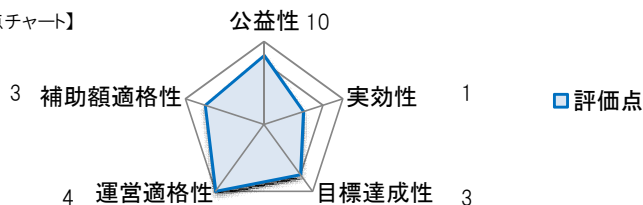
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 35         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 高齢者福祉課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|--------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2   | ✓      |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 4   | ✓      |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 4   | ✓      |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 2   | ✓      |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 1   | ✓      |
| 合計   |        |  | 26 | 21  | ✓      |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 今後も高齢化率の増加が予想され、特別養護老人ホームの入所待機者数も600名を超えていることから、住民ニーズも高いと判断し、引き続き施設の運営費補助を行っていく必要があると評価。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 借入金の元金分に対する補助金であり、償還期間の途中で内容を変更する場合、事業所に与える影響が大きいことから、継続(維持)とした。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市社会福祉施設整備事業資金利子補給補助金 |
| 被補助団体名 | 特別養護老人ホーム佐倉白翠園 他5施設    |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)   |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内             |

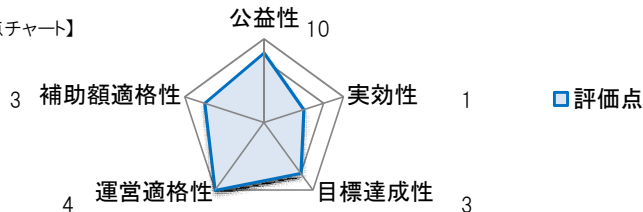
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 36         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 高齢者福祉課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 今後も高齢化率の増加が予想され、特別養護老人ホームの入所待機者数も600名を超えていることから、住民ニーズも高いと判断し、引き続き施設の運営費補助を行っていく必要があると評価。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 借入金の利子分に対する補助金であり、償還期間の途中で内容を変更する場合、事業所に与える影響が大きいことから、継続(維持)とした。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市高齢者クラブ補助金          |
| 被補助団体名 | 佐倉市高齢者クラブ連合会          |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

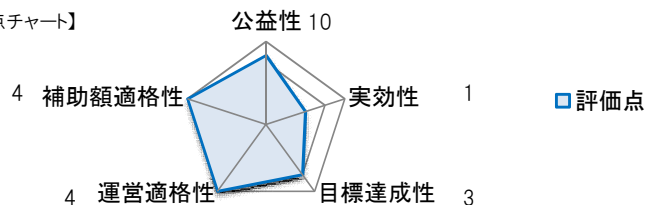
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 37          |
| 作成日     | 平成23年7月12日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)     |
| 担当課名    | 高齢者福祉課      |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、地域を基盤とした自主的組織である高齢者クラブが行う高齢者福祉及び地域福祉の増進に資するための活動を促進することを目的に補助金要綱を定めており、今後も高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、高齢者クラブが行う社会活動・スポーツ活動などを支援して行く必要があると評価。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 今後一層の高齢化と一人暮らし高齢者の増加が見込まれており、クラブ活動には、健康維持のみではなく、見守りの側面も持っているため、継続(維持)とした。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市シルバー人材センター補助金(運営費) |
| 被補助団体名 | 社団法人佐倉市シルバー人材センター     |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

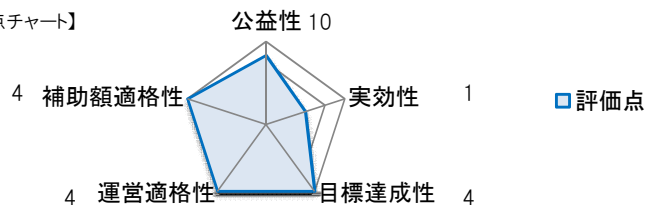
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 38         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)    |
| 担当課名    | 高齢者福祉課     |
| 分類別交付区分 | 特例(別記2該当)  |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 23  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 佐倉市における高齢者就労機会確保事業の推進を図るため、補助金の要綱を定めている。現在、定年退職から年金受給するまで、数年の開きがあるため、その期間の収入確保の見地からも、社会的な環境に適していると評価。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 点検評価の根拠と同じ<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市シルバー人材センター補助金(事業費) |
| 被補助団体名 | 社団法人佐倉市シルバー人材センター     |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

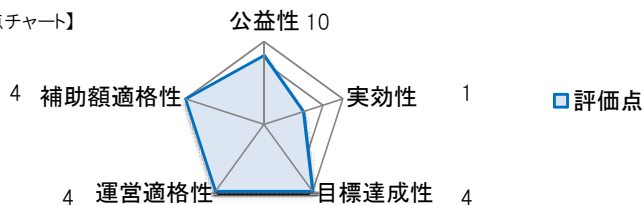
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 39         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 高齢者福祉課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 23  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 佐倉市における高齢者就労機会確保事業の推進を図るため、補助金の要綱を定めている。現在、定年退職から年金受給するまで、数年の開きがあるため、その期間の収入確保の見地からも、社会的な環境に適していると評価。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 点検評価の根拠と同じ<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市民間社会福祉施設整備事業補助金   |
| 被補助団体名 | —                    |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・所要額                 |

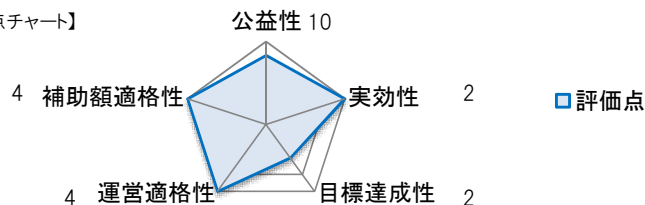
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 40         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 高齢者福祉課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 社会福祉施設の整備を行う場合、国の交付金を活用することができ、その交付金の受け皿として当該補助金要綱が設置されている。今後も高齢化率の増加が予想され、また、特別養護老人ホーム施設待機者数も600名を超えていることから、引き続き施設整備を図る必要が高いと評価。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 国交付金の内容に基づく補助金であることから、継続(維持)とした。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 補助金名称  | 社会福祉法人による利用者負担の軽減実施に伴う助成金 |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人                    |
| 分類     | ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援    |
| 交付基準   | ・所要額 ・所得要件を設けること          |

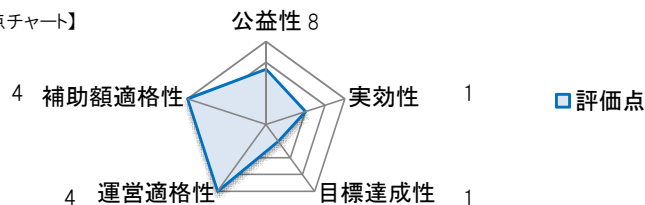
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 41         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 介護保険課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>介護保険を円滑に実施するための特別対策として重要であり、低所得者で生活が困難な者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減することにより福祉の向上が図られるため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 1   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市母子寡婦福祉会補助金            |
| 被補助団体名 | 佐倉市母子寡婦福祉会               |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

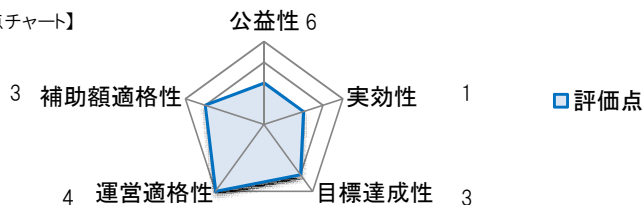
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 42          |
| 作成日     | 平成23年7月12日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)     |
| 担当課名    | 児童青少年課      |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】母子寡婦福祉会は、母子家庭及び寡婦家庭の当事者が交流を図ることのできる市で唯一の団体である。また、母子家庭及び寡婦家庭の相互の情報交換、相互扶助による自立に向けた取り組みや、母子寡婦福祉の向上に貢献しているため必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市民間保育園運営費等交付金               |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人日輪福祉会 すみれ保育園 他9園(H22実績) |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)  |
| 交付基準   | ・所要額                          |

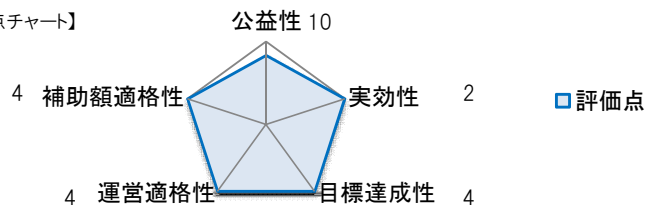
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 43        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 子育て支援課    |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 24  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>公立と同等の保育環境が民間においても求められているが、本交付金によりその達成が可能となっている。また、目標値は民間保育園における児童数であるが、毎年年度末の段階では、その数値を上回る成果を得ている。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>公立民間の保育環境に格差が生じないよう、ニーズや情勢を見据えながら、必要に応じ拡充していきたい。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 補助金名称  | 認可外保育施設運営費等補助金                   |
| 被補助団体名 | のびのびハウス 他1施設(H22年度実績)            |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援            |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内<br>・団体設立後5年を経過していないこと |

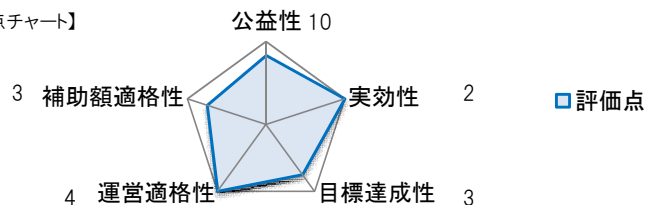
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 44          |
| 作成日     | 平成23年7月8日   |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)     |
| 担当課名    | 子育て支援課      |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>住民ニーズ: 待機児童の預け先として、認可外保育施設が利用されている。<br/>指標: 認可外保育施設数</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性            | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>待機児童が解消された場合は補助の廃止も考えられるが、広義の子育て支援を考えるのであれば、保育園入園要件に合致しない児童の受け入れ先を確保するために継続すべきとも考えられる。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |  |
|--------|--|
| 補助金名称  | 佐倉市青少年健全育成関係団体事業補助金(佐倉市ボーイスカウト・ガールスカウト育成会) |
| 被補助団体名 | 佐倉市ボーイスカウト・ガールスカウト育成会                      |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援                      |
| 交付基準   | 補助率2分の1以内                                  |

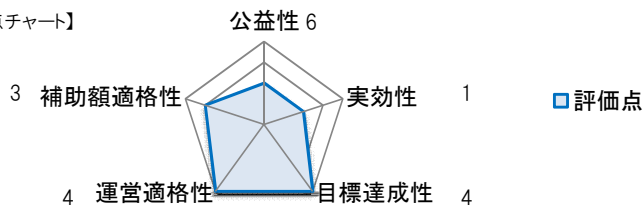
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 45         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 児童青少年課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】当該団体は、100年の歴史を持つボーイスカウト運動により、青少年に様々な体験活動を提供し、自尊感情や社会性、規範意識を醸成することが大いに期待できるため、青少年の健全育成の観点から補助金の維持継続が必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市青少年健全育成関係団体事業補助金(佐倉市子ども会育成連盟) |
| 被補助団体名 | 佐倉市子ども会育成連盟                      |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援            |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内                       |

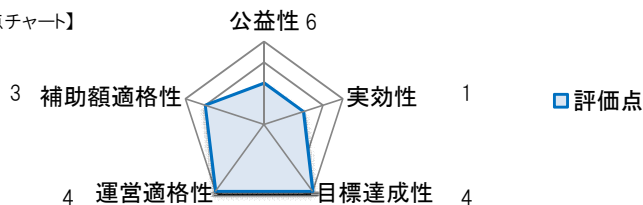
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 46         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 児童青少年課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】  |
|            | 【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】佐倉市子ども会育成連盟は、身近な社会教育団体である子ども会の育成と、子ども会活動の活性化を図り、活動を通じて青少年の健全育成に寄与することのできる団体である。また、指導者の育成や単位子ども会活動の充実が期待できるため、補助金の維持継続が必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金(佐倉市青少年相談員連絡協議会) |
| 被補助団体名 | 佐倉市青少年相談員連絡協議会                      |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)        |
| 交付基準   | ・所要額                                |

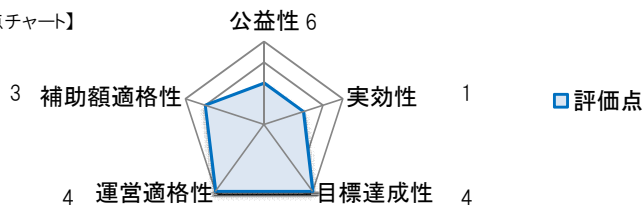
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 47         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 児童青少年課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】  |
|            | 【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】青少年相談員は、千葉県知事及び佐倉市長から委嘱を受けており、スポーツ活動や文化活動、社会環境浄化活動等に取り組むことにより、青少年健全育成の寄与に期待できるため、交付金の維持継続が必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市青少年健全育成関係団体事業交付金(佐倉市青少年育成市民会議) |
| 被補助団体名 | 佐倉市青少年育成市民会議                      |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)      |
| 交付基準   | ・所要額                              |

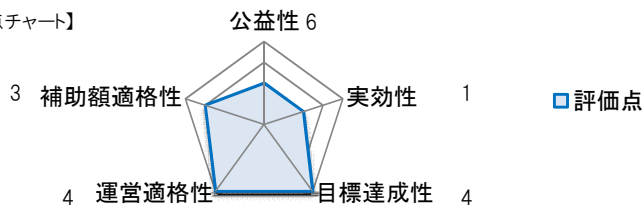
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 48         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 児童青少年課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】佐倉市青少年育成市民会議は、市の主導により昭和57年に設立された団体であり、地域の青少年関係団体や地域住民が相互に連携し、街頭パトロールや地域まつり等に取り組んでいる。地域での青少年の健全育成に寄与していることから、交付金の維持継続が必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市献血推進協議会事業交付金              |
| 被補助団体名 | 佐倉市献血推進協議会                   |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

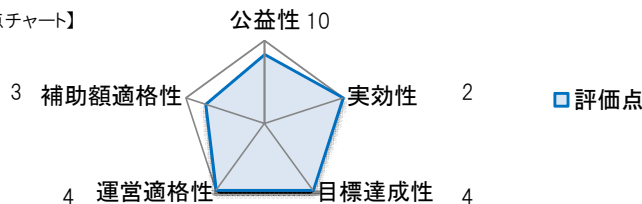
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 49         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 社会福祉課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容  | 配点   | 評価点       | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|---|--|-----------|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4:補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2:補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0:補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 2         | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4:当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2:当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0:当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 4         | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4:社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2:社会経済状況の実情に合致している。<br>0:社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 4         | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2:効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1:効果を推量することができる。<br>0:効果は確認できない。   | 2  | 2         | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性   | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2:目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1:目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0:目標値は数値化されていない。 | 2         | 2          | ✓ |
|      |        |   | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2:成果値は目標値の80%以上である。<br>1:成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0:成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2         | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2:規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0:規則又は要綱に基づいていない。  | 2  | 2         | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2:帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0:帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。  | 2  | 2         | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2:繰越金の額は補助金額未満である。<br>1:繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0:繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2         | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2:補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1:補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0:補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 1         | ✓          |   |
| 合計   |        |   | 26   | <b>23</b> | ✓          |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 献血推進協議会は市内の企業、団体、学校関係者等から構成され、輸血等に必要な血液は十分でない(県赤十字血液センター資料)ことから、献血普及活動を実施している同協議会事業の公益性は高いと判断される。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 献血推進協議会への補助は、市民に献血を促すための献血者への処遇品等であり、輸血や血液製剤に必要な血液量を確保するために今後も維持すべきである。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金           |
| 被補助団体名 | 佐倉市食生活改善推進協議会                |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

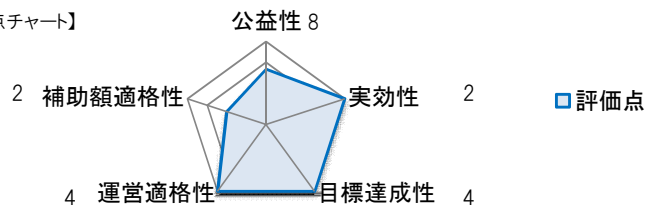
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 50         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 健康増進課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】質問3.4: 事業内容は、「健康さくら21」や「食育推進計画」に基づき実施している。地域のニーズに合わせた「自主的な活動」と「行政への支援活動」の両面からすすめられ、効果の指標は、目標値として地区活動回数を設定している。質問9: 新型インフルエンザの影響により事業数が減少したため。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>当事業は、市の実施計画や健康増進計画にて推進すべき事業と明示されており、市民の健康増進に寄与することが明確なため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市地下水汚染に係る浄水器設置費補助金         |
| 被補助団体名 | 個人                           |
| 分類     | ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内                   |

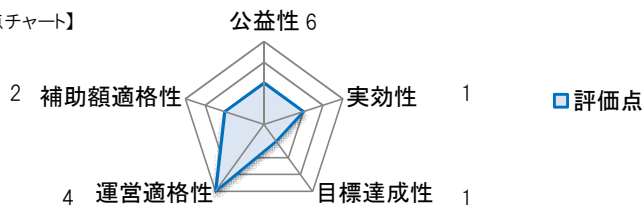
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 51         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 環境保全課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 0   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 14  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>問10については、近隣市町村とのバランスを踏まえて決定している。   |
|            | 【財政課記載欄】<br>3年に一回の定期的な制度見直し時に近隣市町村の状況を調べるとのこと。   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>水道が供給されていない地区では井戸水が飲料水となるので、汚染された場合浄水が不可欠であるため、継続していきたい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>水道が供給されていない、又は井戸水で対応せざるを得ない世帯数がどの程度あるかを把握する必要があると思われる。そうでないと目標値を設定することができないため。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 1   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金     |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

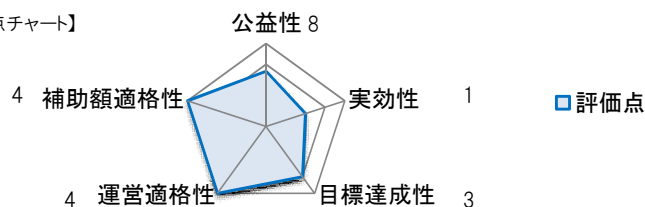
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 52         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 廃棄物対策課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>(住民ニーズ)生ごみを堆肥化して家庭菜園等に活用したい。生ごみを減らしてゴミ処理に係る費用を削減したい。   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>ごみの量が減れば収集運搬や処分の費用が削減でき、また、住民からの問い合わせも多数あるため、現状維持が適当と思われる。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>補助事業の効果を推量できるとのことから、効果について整理をしていただきたい。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市合併処理浄化槽設置事業補助金    |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

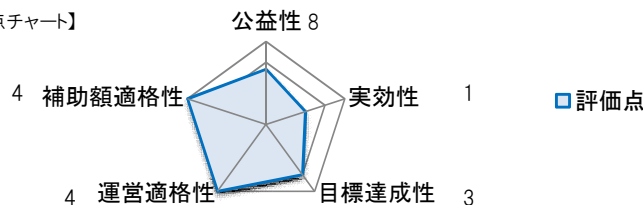
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 53        |
| 作成日     | 平成23年7月6日 |
| 被補助者区分  | 個人等       |
| 担当課名    | 下水道課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |            | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|------------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性        | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |            | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性        | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |            | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |            |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1          | ✓ |
| 適格性  | 運営<br>適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額<br>適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |            |  | 26  | 20  | ✓          |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>公共下水道未整備地区において合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水の未処理排出による公共用水域等の水質汚濁防止等が図られる。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>公共下水道整備には、膨大な時間と費用がかかることから、公共下水道未整備地区については、生活排水による公共用水域等の水質汚濁防止及び生活環境の保全ならびに公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽設置事業補助金<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金   |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

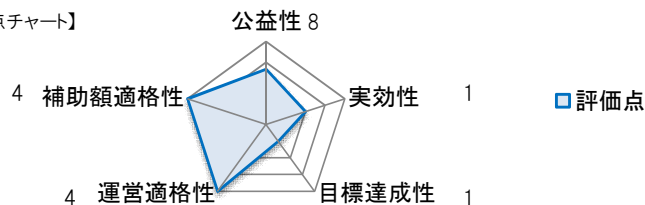
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 54        |
| 作成日     | 平成23年7月6日 |
| 被補助者区分  | 個人等       |
| 担当課名    | 下水道課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>成果値が目標値を下回っているが、広報、回覧等により維持管理費補助金交付制度の周知を図ることにより、改善可能と考える。また、浄化槽の適正な維持管理を実施することにより、公共用水域等の水質が向上する。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>公共用水域等の水質向上のため、設置された合併処理浄化槽の適正な維持管理の啓発を図るため継続する。ただし、目標値の見直しは実施する。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 1   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金 |
| 被補助団体名 | 株式会社 日本政策金融公庫          |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)   |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内             |

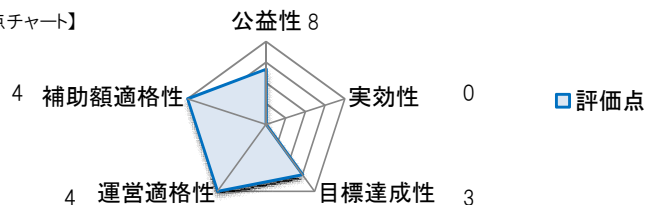
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 55         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>質問3: 農業経営上、利子補給の要望がある。【その他】国の制度であり、県、市において応分の負担がある。   |
|                | 【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>国の制度であり、今後も農業経営において支援が必要と考えるため。 |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>国の制度ではあるため、見直しも難しいと思われる。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 農業近代化資金利子補給金         |
| 被補助団体名 | いんば農業協同組合            |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

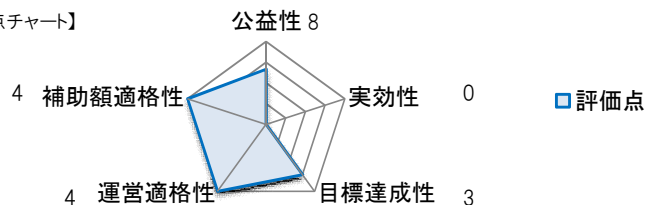
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 56         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>質問3: 利子補給の要望があるため。   |
|                | 【財政課記載欄】<br>見直した結果を整理することが必要。  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>経営安定のため、継続維持が必要と考えるため。 |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>他の利子補給補助との整合性を取る必要がある。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金  |
| 被補助団体名 | いんば農業協同組合            |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

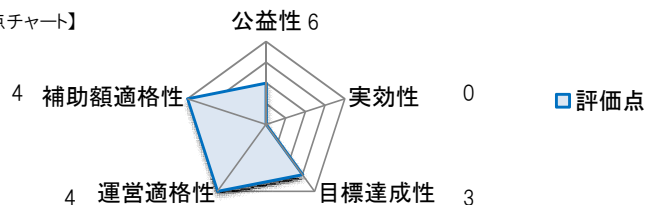
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 57         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1該当)  |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>質問3: 経営安定のため、支援の要望あり。  |
|            | 【財政課記載欄】 オイルショック時から始まった制度。主にハウス加温用燃料費を借り入れた資金への利子補給。現在も支援、補助の必要があるかどうかを見極める必要がある。  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>経営安定のため、継続維持が必要と考えるため。 |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>補助の必要性を見極める必要がある。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市植物防疫事業補助金             |
| 被補助団体名 | 佐倉市植物防疫協会                |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

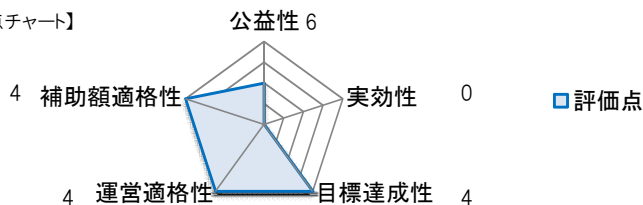
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 58         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>質問3: 高品質米等の生産性の向上のため、農業散布の経費についての補助の要望がある。   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>高品質米の安定生産及び農作物全般の生産性の向上を図るために継続する。   |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>農業の単価も増加し、自己負担が増えているため、現状維持が適当かと思われる。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市水田農業構造改革事業補助金         |
| 被補助団体名 | 生産調整達成者                  |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

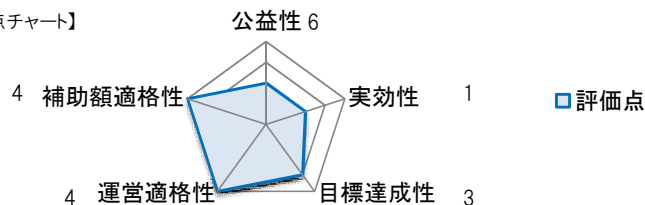
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 59          |
| 作成日     | 平成23年7月13日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)・個人等 |
| 担当課名    | 農政課         |
| 分類別交付区分 | 基準該当        |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】  |
|            | 【財政課記載欄】<br>質問4: 転作の面積が増えることで効果を押し量ることができるとのこと。   |
| 方向性        | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>国施策の農業者戸別所得補償制度に関連して、生産調整達成者の増加により拡大となる方向である。 |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>国の個別所得補償制度と市の単独補助とのバランスを見て、常に補助経費の見直しが必要。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市農業環境対策事業補助金            |
| 被補助団体名 | 佐倉市廃プラスチック対策協議会、いんば農業協同組合 |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)      |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内                |

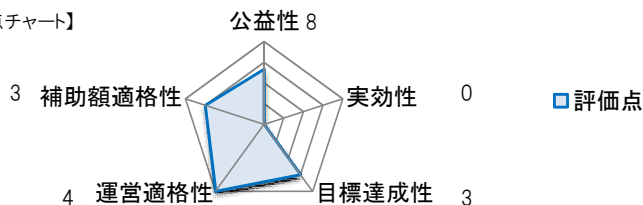
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 60         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1該当)  |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 環境への負担を少なくした持続性をもった農業の推進するための事業<br>質問3: 廃プラスチックの処分には経費がかかるため、補助の要望がある。  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>環境への負担を少なくした持続性をもった農業を推進するために継続拡大する。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>効果を推し量り、この補助金に効果があるかを分析していただきたい。効果があるのであれば、継続拡大の意味は大きい。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市農産園芸総合対策事業補助金     |
| 被補助団体名 | 認定農業者、農業者団体          |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

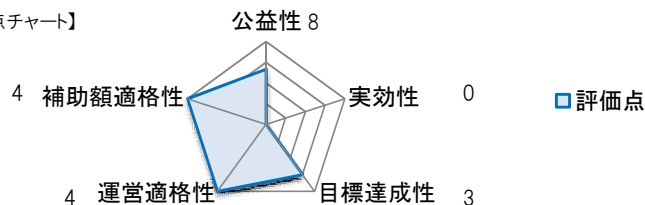
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 61         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 農業者及び農業者団体が行う施設、機械等の整備により、農産物の生産性の向上を図るための事業<br>質問3: 施設改修、新しい機械の導入に係る補助の要望がある。農機具は高価なものが多いため。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>農業者及び農業者団体が行う施設、機械等の整備により、農産物の生産性の向上を図るために継続する。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>農業経営に対する補助は似たようなものが多い。補助体系の整理が必要。全体の補助体系を見て、継続か否かを判断<br>した方が |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市農業体験農園事業補助金       |
| 被補助団体名 |                      |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

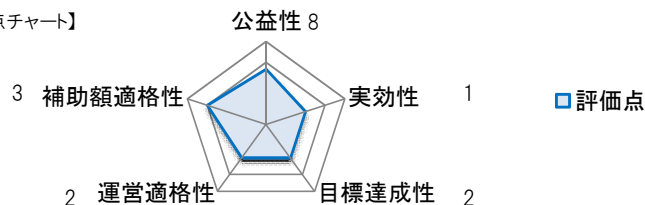
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 62         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 16  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>地権者から相談は受けるが開設には至っていない。  |
|                | 【財政課記載欄】<br>実績がない理由としてあ、知らない人に農地を貸すことに抵抗があり、相談があっても実施には至っていないとのこと。   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>市民農園事業に代わる事業なので、地権者の理解を得られるよう継続して進めていきたい。  |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>実績がないことから、補助制度の見直しが必要と思われる。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 2   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市耕作放棄地対策事業補助金      |
| 被補助団体名 | 耕作放棄地解消者             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

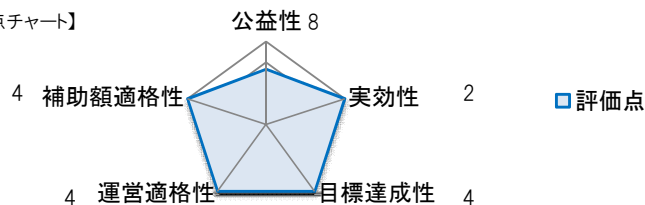
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 63          |
| 作成日     | 平成23年7月13日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)・個人等 |
| 担当課名    | 農政課         |
| 分類別交付区分 | 基準該当        |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 高齢化による担い手不足傾向であるので、担い手の育成と耕作放棄の予防及び解消を図る事業<br>質問4: 指標は、耕作解消面積 ha  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>高齢化による担い手不足傾向であるので、担い手の育成と耕作放棄の予防及び解消を継続する必要がある。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>国、県、市それぞれで耕作放棄地補助事業があるため、その整合性を保っていただきたい。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市畜産振興事業補助金             |
| 被補助団体名 | 佐倉市畜産組合連合会               |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

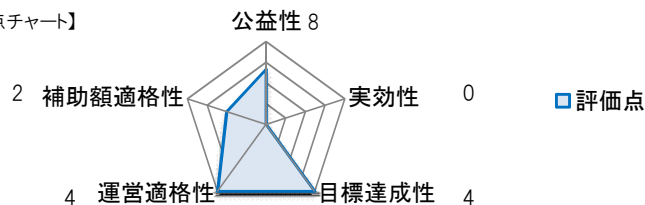
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 64         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 0   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 家畜の改良増殖及び防疫対策を行うことにより、畜産経営を安定させるための事業である。<br>質問3: 改良増殖、防疫対策の補助要請がある。  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>地場畜産物の消費を目指し、家畜の改良増殖及び防疫対策を行うことにより、畜産の振興を図るため現状維持とした。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>効果が見える指標の検討が必要。農業、畜産ともに補助体系の整理が必要。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市畜産総合対策事業補助金       |
| 被補助団体名 | 佐倉市畜産組合連合会           |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

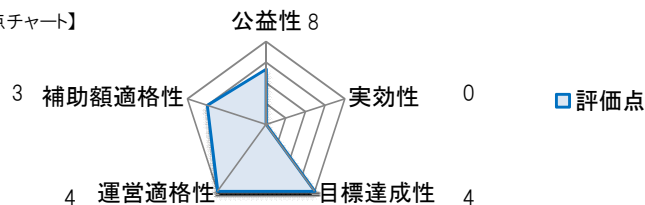
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 65         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】 施設機械の整備及びヘルパーを利用することで、畜産経営の健全化、効率化を図るための事業である。<br>質問3: 畜産の休みが少ない勤務形態。ヘルパーを利用への補助。効率化のための新機器購入への補助の要望がある。<br>【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>地域と調和した健全かつ効率的な畜産経営を図るため現状維持としたい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>農業、畜産の補助体系の整理が必要。それによって、本補助事業も継続か否かの判断が可能となるため。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 0   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 北総中央用土地改良区運営補助金               |
| 被補助団体名 | 北総中央用土地改良区                    |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援)      |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内 ・団体設立後5年を経過していないこと |

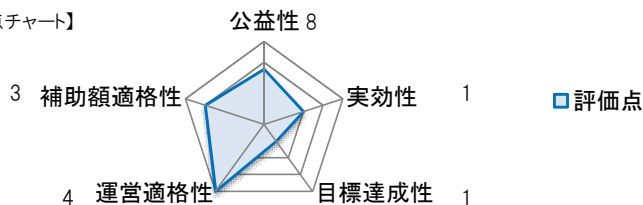
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 66          |
| 作成日     | 平成23年7月12日  |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)     |
| 担当課名    | 農政課         |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>毎年度、会計の決算状況について監査を行っており、事務は適正に行われている。  |
|            | 【財政課記載欄】 質問1: この補助を止めることにより、平成元年から始まった事業が完成しなくなる可能性がある。それにより、農業用水、消防用水などの利用の受益を受けることができなくなる。そのため、支障を生じるとのこと。   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>北総中央用土地改良事業を推進し、円滑な管理運営を図るため、受益が発生するまでの期間について運営費の助成が必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>当初の協定があるため、この補助は継続する必要がある。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 1   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市林業振興事業補助金             |
| 被補助団体名 | 佐倉市森林整備組合各地区支部           |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

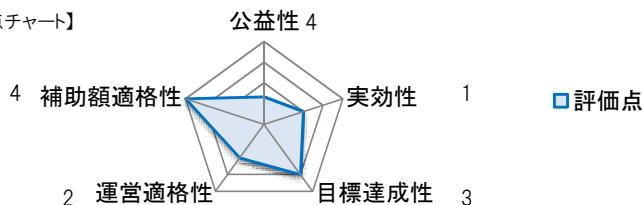
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 67         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|--------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 0   | ✓      |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 2   | ✓      |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓      |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 2   | ✓      |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 0   | ✓      |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 2   | ✓      |
| 合計   |        |  | 26 | 14  |        |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 輸入材が市場を占めており、利益を得られなくなっている。ほとんどが兼業であるが、残された森林を維持するためにもできる限りの補助が必要である。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>森林の下刈り、間伐などを行い、林業の振興・保全の支援が必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】 佐倉市としての森林整備の方向性について、検討し、それに見合った補助事業とすることが重要。県の補助事業の見直しに対しても働きかけが必要と思われる。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 4   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 2   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金      |
| 被補助団体名 | 印旛沼漁業協同組合                |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

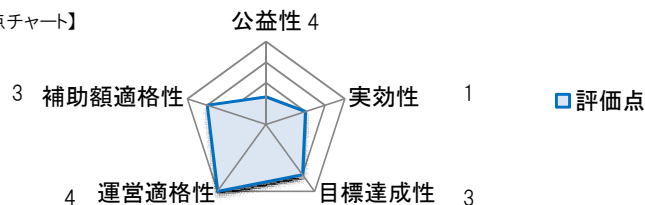
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 68         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 農政課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 15  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>印旛沼の自然環境を保全し、漁業振興とレクリエーションの場を提供するため水産資源の確保を図る  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>水産業の発展を促進させる。  |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>印旛沼の漁協権を確保するために、放流が義務付けられている。印旛沼に接する他の市町村と連携を取り、適切な補助経費の算出を検討されたい。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 4   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市商店街街路灯等維持管理費補助金   |
| 被補助団体名 | 市内の商業団体              |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

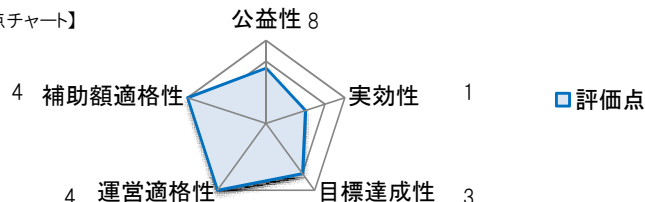
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 69         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |            | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|------------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性        | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |            | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性        | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |            | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |            |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営<br>適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額<br>適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |            |  | 26  | 20  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>商店街街路灯等の電気料等を補助し、商店街の夜間照明が確保されることで、市民の利便性・安全性を高めるとともに、商店街の賑わいを創出し、商店会の振興及び地域の発展に寄与することが期待できる。  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>街路灯等を維持管理する商店会等を引き続き支援していくため。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>防犯面で効果が推量でき、継続支援が必要と思われる。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉商工会議所事業補助金                  |
| 被補助団体名 | 佐倉商工会議所                       |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援)      |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内 ・団体設立後5年を経過していないこと |

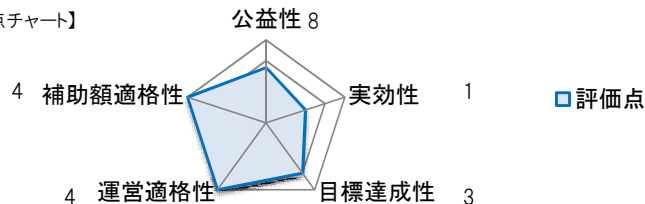
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 70          |
| 作成日     | 平成23年7月12日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費・運営費) |
| 担当課名    | 産業振興課       |
| 分類別交付区分 | 特例(別記2該当)   |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 市内商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図る商工団体の行う各事業を、積極的に支援することにより、組織的強化を図り、以て市内商工業の発展を図ることが期待できる。   |
|            | 【財政課記載欄】 公益性については、商業団体への影響が大きく、市民の物品の購入における支障が生じる可能性があるため、評価点を2点とした。   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>継続して商工業活性化を行う商工団体の事業を支援を行うことにより、市内商工業の発展を図るため。   |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>市内の商業団体に影響を与える補助金のため、効果的な補助事業を展開する必要があると思われる。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市工業団地連絡協議会事業補助金         |
| 被補助団体名 | 佐倉工業団地連絡協議会、佐倉第三工業団地連絡協議会 |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援)  |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内                |

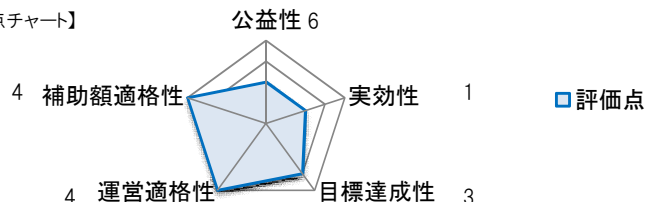
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 71         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|--------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 0   | ✓      |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4  | 4   | ✓      |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓      |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 2   | ✓      |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 2   | ✓      |
| 合計   |        |  | 26 | 18  |        |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】工業団地内における企業の共同社会を基盤とし、工業団地内における環境の総合的な改善発展を図る団体の行う各事業を、積極的に支援することにより、組織的強化を図り、以て市内工業の発展を図ることが期待できる。  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>継続して工業団地内企業の活性化を行う団体の事業を支援を行うことにより、市内工業の発展を図るため。 |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>民間団体への補助であるため、目に見える効果を示すことが重要と思われる。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市中小企業資金融資利子補給金         |
| 被補助団体名 | 個人                       |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

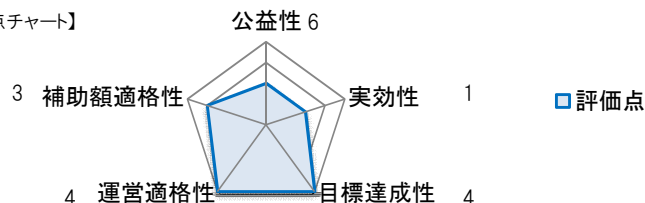
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 72         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】 市内の中小企業者が経営上必要とする資金の調達を円滑にし、商工業の育成を図ることを目的として、市・千葉県信用保証協会・取扱金融機関の連携のもとで行われている融資制度の利用者に対して、利子補給を行うことにより中小企業の経営安定・強化を図ることが期待できる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】 融資制度利用者に対して利子補給を行うことにより、中小企業の経営安定・強化を引き続き図る。また、様々な融資のニーズ(創業資金など)に対応するため、制度の拡充を併せて図ることを検討。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>代位弁済が生じないよう、融資制度利用者に対しての経営に関するチェックが必要と思われる。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市企業誘致助成金           |
| 被補助団体名 | 企業誘致指定企業             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

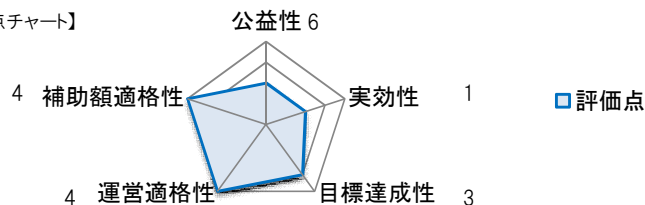
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 73         |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1該当)  |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】企業立地を促進するための奨励金的性質をもつ助成金。<br>企業が立地することにより、税収増・雇用増などの効果が期待できる。  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>企業誘致については自治体間競争が激化しており、企業が立地先を選定する際には、自治体からの助成が重要な要素となっている。他市の動向や企業のニーズを勘案し、助成メニューの拡充を図っていく。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>民間企業への補助のため、効果が見えるよう指標等の検討が必要。効果が見えないと補助の拡大は難しいと思われる。      |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 街中にぎわい推進事業補助金         |
| 被補助団体名 | 市内の商業団体               |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

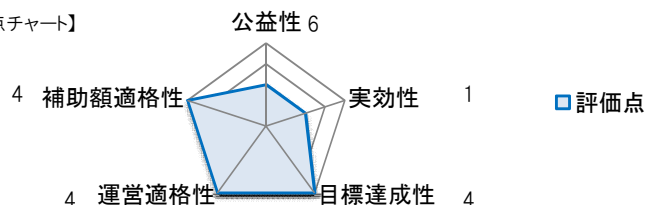
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 74         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 市内商業団体が行う各種の街中にぎわい創出事業(商店街の環境整備、商店街活性化イベント、空き店舗活用事業、人材育成、情報発信など)を行うための経費の一部を補助することにより、魅力ある商業地を形成し、商業や商店街の活性化及び地域経済の振興を図ることが期待できる。  |
|            | 【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】 市内全域で継続的に各種事業を実施していくことにより、さらなる商業や商店街の活性化及び地域経済の振興を図るため、支援規模の拡大を図る。 |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>支援規模の拡大にあたっては、効果が目に見えるよう、指標等が必要と思われる。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市伝統的工芸品産業保存育成事業補助金 |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

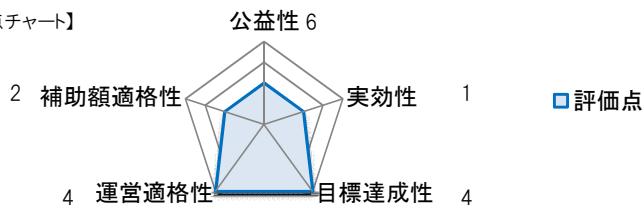
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 75        |
| 作成日     | 23. 7. 13 |
| 被補助者区分  | 個人等       |
| 担当課名    | 産業振興課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 0   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】伝統的工芸品は佐倉市の地域ブランド力を高めるための貴重な資産であり、伝統的工芸品産業の振興のために必要な補助金である。   |
|                | 【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】伝統的工芸品産業の継続や後継者の育成のため、認知度の向上など必要な施策の検討に合わせて、助成金の拡大についても検討したい。 |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】伝統工芸品産業の継続のために、効果的な手段が補助事業なのかを検討する必要があると思われる。効果が見える取り組みも必要。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 社団法人佐倉市観光協会事業補助金              |
| 被補助団体名 | 佐倉市観光協会                       |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援         |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内 ・団体設立後5年を経過していないこと |

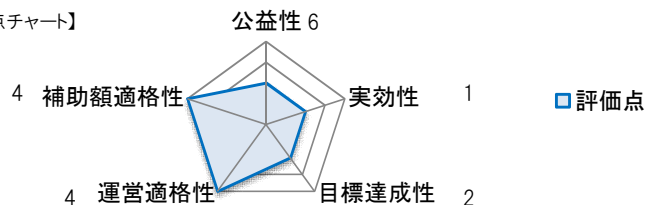
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 76          |
| 作成日     | 23. 7. 13   |
| 被補助者区分  | 団体(事業費・運営費) |
| 担当課名    | 産業振興課       |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】長く佐倉市の観光に携わってきた実績に基づき、観光という視点から佐倉市の魅力向上に貢献している。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】各種イベントを大きな事故等なく、開催しており、またその来場者からもアンケート等により好評をいただいている。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>効果の推量方法について検討が必須と思われる。来場者以外の声を反映した観光事業の展開も必要と思われる。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉・時代まつり事業交付金                |
| 被補助団体名 | 佐倉・時代まつり実行委員会                |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

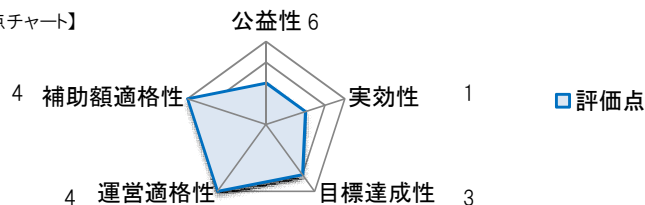
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 77        |
| 作成日     | 23. 7. 13 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 産業振興課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】65,000人(H22)の来場者があった。時代まつりというよりコスプレイベントとなってしまっており、歴史ある佐倉のまちに相応しい時代考証に基づいたイベントとする必要がある。<br>【財政課記載欄】質問7: 交付金要綱は作成中  |
| 方向性        | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】歴史ある佐倉のまちに相応しい時代考証に基づいたイベントとするには費用が足りない。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】拡大は難しい財政状況であり、補助事業拡大のためには、効果を目に見える形で示すことが重要と思われる。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市民花火大会交付金                  |
| 被補助団体名 | 佐倉市民花火大会実行委員会                |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

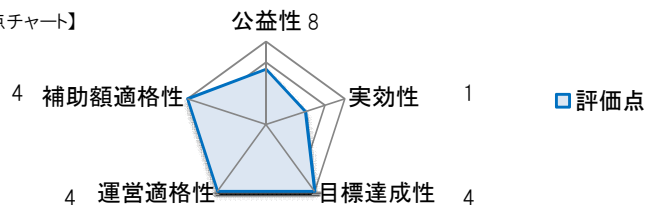
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 78        |
| 作成日     | 23. 7. 13 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 産業振興課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】150,000人(H22)の来場者があった。アンケート等によると佐倉市を代表するイベントの一つとして定着してきている。<br>質問3:中止にしてから、住民からは花火大会再開の声が多かった。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】住民のニーズもあり、また佐倉市の魅力を内外へ発信する貴重な機会となっている。今後も必要なイベントである。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>効果の指標等の検討が必要と思われる。経済への波及効果、小売店の売上などが考えられる。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市認定職業訓練運営事業補助金         |
| 被補助団体名 | 職業訓練法人佐倉職業訓練協会           |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

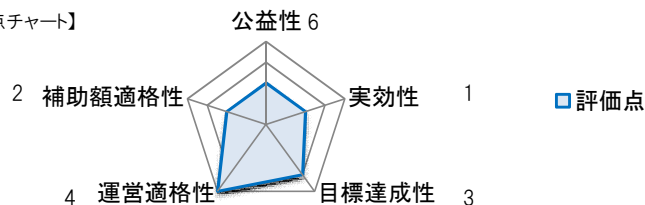
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 79         |
| 作成日     | 平成23年7月14日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 0   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 16  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】中小企業の育成及び発展に資するため、労働者の養成を図ることを目的とする事業であり、市民の生活に直ちに影響を及ぼすものではない。<br>【財政課記載欄】<br>質問10: 現状、積算根拠は予算に合わせている。  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】当該事業によって職業人として有為である技能士補が養成され、関連事業所での就職に役立つことから、訓練校の運営を継続して補助することで、企業の人材育成及び求職者の就労に寄与するため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>雇用創出の観点から現状維持が適切かと思われる。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市中小企業退職金共済掛金補助金    |
| 被補助団体名 | 市内中小企業者              |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

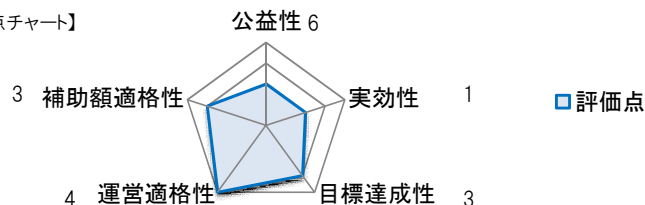
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 80         |
| 作成日     | 平成23年7月14日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】当該補助金は、退職金制度への加入を促進することで中小企業における従業員の福祉向上及び雇用安定化を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とするもので、市民生活に直接影響を与えるものではない。市内の中退共加入事業者及び新規被共済者数は、逐次確認することができる。  |
|                | 【財政課記載欄】<br>質問10: 国の制度の上乗せ補助であるため、他市の補助状況を勘案している。  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】退職金制度に加入する事業者が増加しており、一定の効果が認められる。補助金額についても、国による補助との併用が可能である点と、他自治体の補助金額とのバランスを考慮した上で適正であると考えられる。 |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】雇用環境を整えるために必要な補助であるなら、継続維持が適切と思われる。ただし、中小企業の雇用環境の現状把握に努める必要がある。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市障害者雇用促進奨励金        |
| 被補助団体名 | 事業主                  |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

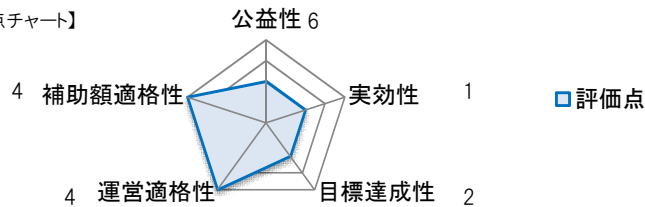
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 81         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>障害者を常用労働者として新たに雇用した事業主に対して、その賃金額の一部を雇用促進奨励金として交付することにより、市内在住の障害者の雇用機会の拡大を図るもの。   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>継続して実施することにより、市内在住の障害者の雇用機会の拡大を図っていく。  |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>実績がない理由を分析する必要がある。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 介護未経験者の雇用に係る研修支援助成金  |
| 被補助団体名 | 事業主                  |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

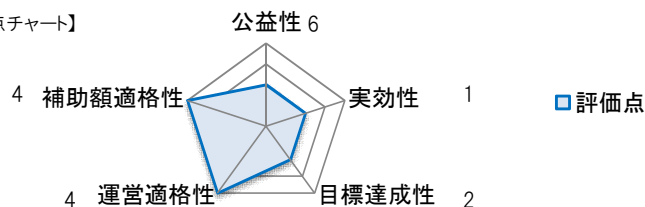
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 82         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>市内在住の介護関係業務の未経験者を雇用し、介護関係業務に関し、必要な資格取得のための研修を受講させた事業主に対し、その資格取得研修費用相当額の一部を研修支援助成金として交付することにより、介護関係業務における雇用機会の拡大を図るもの。  |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>継続して実施することにより、市内在住者の市内介護事業所への就労の拡大を図っていく。  |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>実績がない理由を分析する必要がある。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 街灯管理費補助金             |
| 被補助団体名 | 自治会等地域団体             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

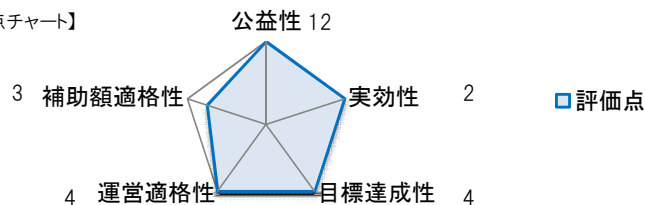
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 83        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 道路管理課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 25  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間における市民の交通安全及び良好な生活環境を維持するための街灯の維持管理という住民ニーズにこたえている。</li> <li>・街灯の設置数に応じて補助金を交付しており、具体的な街灯数と所在を確認することができる。</li> </ul> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持)   <input type="checkbox"/> 継続(拡大)   <input type="checkbox"/> 継続(縮小)   <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小)   <input type="checkbox"/> 廃止(即時)   <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の交通安全と良好な生活環境の維持を今後も図るため。</li> </ul> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】</p> <p>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 12  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 街灯設置費補助金             |
| 被補助団体名 | 自治会等地域団体             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

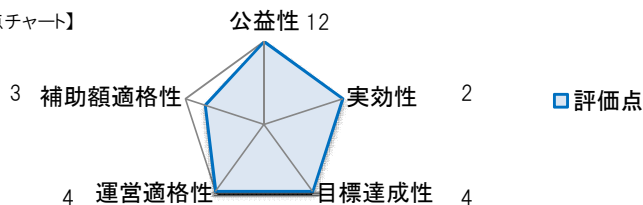
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 84        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 道路管理課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 25  | ✓      |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間における市民の交通安全及び良好な生活環境を維持するための街灯の設置という住民ニーズにこたえている。</li> <li>・街灯の新規設置数に応じて補助金を交付しており、具体的な街灯数と所在を確認することができる。</li> </ul> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持)   <input type="checkbox"/> 継続(拡大)   <input type="checkbox"/> 継続(縮小)   <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小)   <input type="checkbox"/> 廃止(即時)   <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の交通安全と良好な生活環境の維持を今後も図るため。</li> </ul> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】</p> <p>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 12  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 街灯修繕費補助金             |
| 被補助団体名 | 自治会等地域団体             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

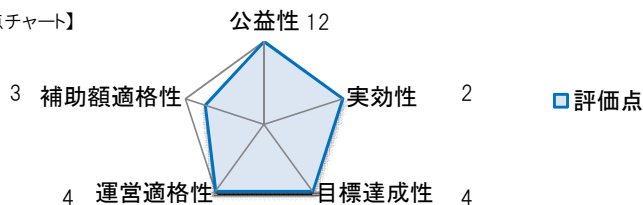
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 85        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 道路管理課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |            | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|------------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性        | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |            | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |            | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性        | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |            |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営<br>適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額<br>適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |            | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |            |  | 26  | 25  | ✓          |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間における市民の交通安全及び良好な生活環境を維持するための街灯の修繕という住民ニーズにこたえている。</li> <li>・街灯の修繕数に応じて補助金を交付しており、具体的な街灯数と所在を確認することができる。</li> </ul> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持)   <input type="checkbox"/> 継続(拡大)   <input type="checkbox"/> 継続(縮小)   <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小)   <input type="checkbox"/> 廃止(即時)   <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の交通安全と良好な生活環境の維持を今後も図るため。</li> </ul> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】</p> <p>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 12  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市木造建築物耐震診断補助金      |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

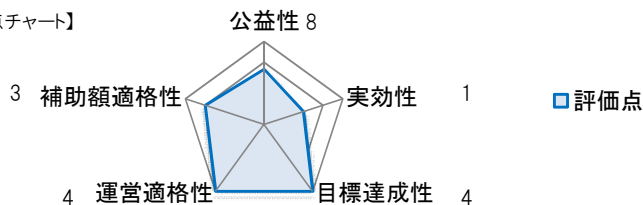
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 86         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 建築指導課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>災害対策の推進を図るため耐震基準に満たない民間建築物を減少させることを目的とする。  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>震災の発生を予測するのは困難であり常に備えておく必要があるため。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市木造住宅補強改造工事補助金       |
| 被補助団体名 | 個人                     |
| 分類     | ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内             |

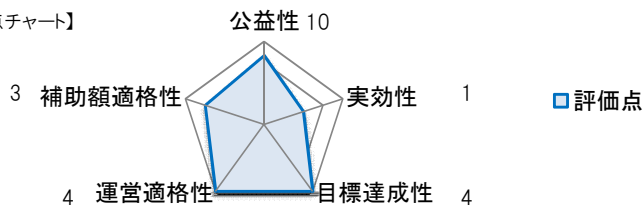
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 87         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 都市部建築指導課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>災害対策の推進を図るため耐震基準に満たない民間建築物を減少させることを目的とする。  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>震災の発生を予測するのは困難であり常に備えておく必要があるため。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市かさ上げ工事等補助金        |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

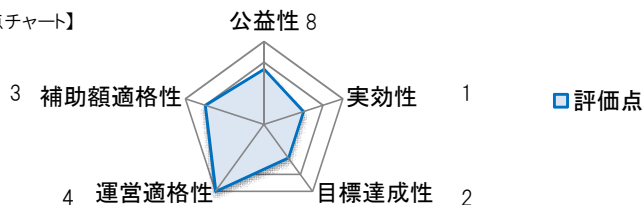
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 88         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 都市部建築指導課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>災害に強いまちづくりを目指し、浸水による住宅被害の防止することを目的とする。災害で、安全性が確保できる。   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>佐倉市災害対策条例に定められた地区のかさ上げ工事が終了していない。  |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市危険コンクリートブロック塀等の除去及び緑化推進補助金 |
| 被補助団体名 | 個人                            |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)          |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内                    |

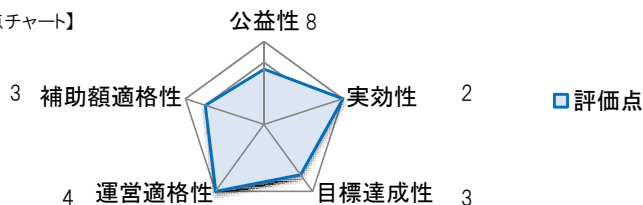
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 89         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 都市部建築指導課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>災害を未然に防止し、安全かつ快適な緑の街づくりを推進することを目的とする。補助額は、経済状況ふまえて、全額の負担となっていない。効果は、安全性が目確認できる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>すべての通学路の危険がまだ確保されていない。また、住民の要望がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市マンション耐震診断補助金        |
| 被補助団体名 | 佐倉市市内のマンションの管理組合       |
| 分類     | ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額                   |

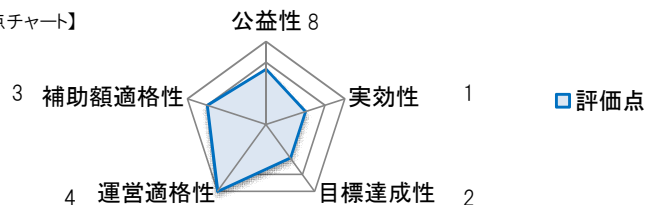
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 90         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(運営費)    |
| 担当課名    | 都市部建築指導課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>災害対策の推進を図るため耐震基準に満たない民間建築物を減少させることを目的とする。  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>震災の発生を予測するのは困難であり常に備えておく必要があるため。<br><br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 私道舗装等助成金             |
| 被補助団体名 | 道路愛護組合、自治会等          |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

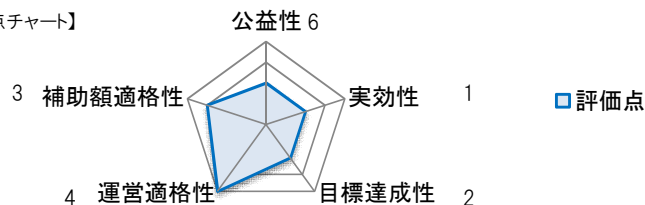
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 91        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 道路管理課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 16  | ✓          |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>一般に使用されている道路のうち、何らかの事情で市道に認定されていない私道を整備することで、安心・安全の確保とともに利便性の向上を図る。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>市内には、市民の皆様が利用されている道路の中で、一般の通行に使用されていないながら何らかの事情で市道に認定されていない私道が多数存在するため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 私道移管助成金              |
| 被補助団体名 | 道路愛護組合、自治会等          |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

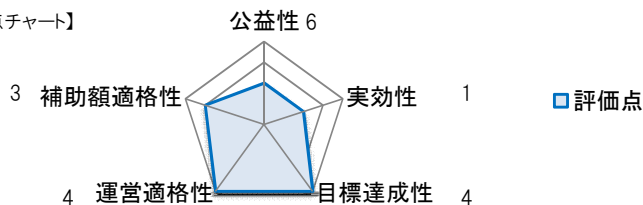
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 92        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 道路管理課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|------------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 0   | ✓          |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4  | 4   | ✓          |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓          |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓          |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 2   | ✓          |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 2   | ✓          |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓          |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓          |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓          |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 1   | ✓          |
| 合計   |        |  | 26 | 18  | ✓          |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>一般に使用されている道路のうち、何らかの事情で市道に認定されていない私道を市道に移管することで、安心安全な道路使用のために必要な維持管理ができるようになる。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】市内には、市民の皆様が利用されている道路の中で、一般の通行に使用されていないながら何らかの事情で市道に認定されていない私道が多数存在するため。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市がけ地崩壊防止事業費補助金             |
| 被補助団体名 | 個人                           |
| 分類     | ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額                         |

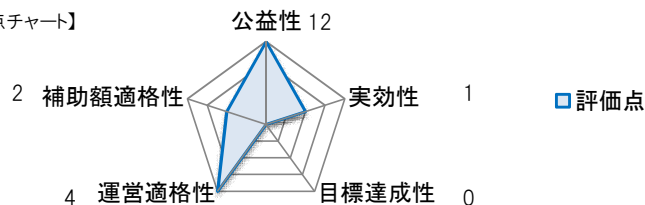
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 93        |
| 作成日     | 平成23年7月9日 |
| 被補助者区分  | 個人等       |
| 担当課名    | 下水道課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 0      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 0   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>がけ地の対策は地権者が行うのが原則であるが、多額の費用を必要とするため、行政の助成が必要である。   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>がけ地の崩壊は人命、財産にかかわる事象であるため、地権者に対する意思があれば行政も援助するのが望ましい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 12  |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 0   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 雨水貯留浸透施設設置工事補助金      |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

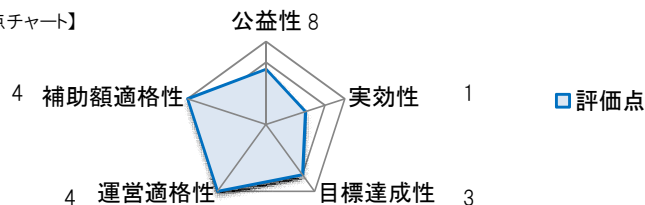
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 94        |
| 作成日     | 平成23年7月9日 |
| 被補助者区分  | 個人等       |
| 担当課名    | 下水道課      |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>市民が節水に心がける気持ちが雨水貯留施設の設置につながり、震災でその傾向がより強くなったように感じられる。  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>毎年度、相応の件数があり、被補助者にも好評である。  |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市土地区画整理事業助成金       |
| 被補助団体名 | 申請団体                 |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

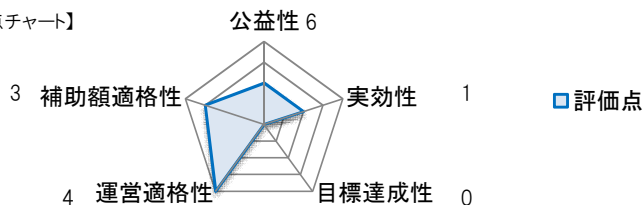
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 95         |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 都市計画課      |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1該当)  |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|--------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 0   | ✓      |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4  | 4   | ✓      |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓      |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 0   | ✓      |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 0   | ✓      |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 1   | ✓      |
| 合計   |        |  | 26 | 14  | ✓      |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 質問3について 公共施設の適切な配置や事業後の不動産価格の上昇<br>質問5・6について 土地区画整理組合事業設立の認可があった場合に助成対象となる  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>公共施設の適正な整備に資することができるため |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 0   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市消防団連絡協議会交付金               |
| 被補助団体名 | 佐倉市消防団連絡協議会                  |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

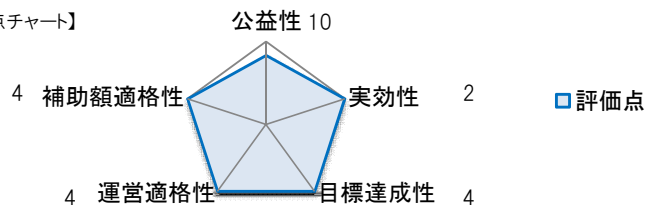
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 96         |
| 作成日     | 平成23年7月14日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 24  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】  |
|                | 【財政課記載欄】  |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>消防組織法に基づく組織の活動を支援するためのものであり、市民の安全安心を守るためにも必須のものである。 |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。   |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市佐倉東高等学校定時制教育振興会補助金 |
| 被補助団体名 | 佐倉東高等学校定時制教育振興会       |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助)  |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

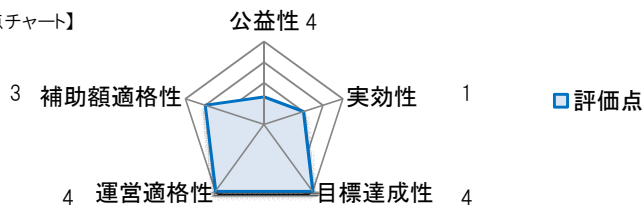
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 97         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 教育総務課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 16  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】  |
|            | 【財政課記載欄】  |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】佐倉東高等学校夜間定時制課程の生徒の学習、クラブ活動等を支援することにより、定時制教育の振興を図ることが必要である。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 4   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 補助金名称  | 高等学校等奨学金               |
| 被補助団体名 | 個人                     |
| 分類     | ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額 ・所得要件を設けること       |

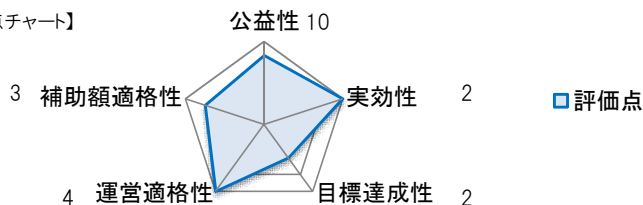
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 98         |
| 作成日     | 平成23年7月13日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 教育総務課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>経済的な理由により高等学校等に修学することが困難な者に学資の一部を支援することにより人材育成及び教育の振興を図ることができる。申請者33名に奨学金を支給することができた。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>国の施策により高等学校の授業料無償化となったものの、授業料以外にかかる教育費の負担はおおきく、その一部を支援をすることにより修学を支援する必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市学校運営費等交付金                 |
| 被補助団体名 | 佐倉市みどりの少年団育成協議会、人権教育推進教員研修   |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

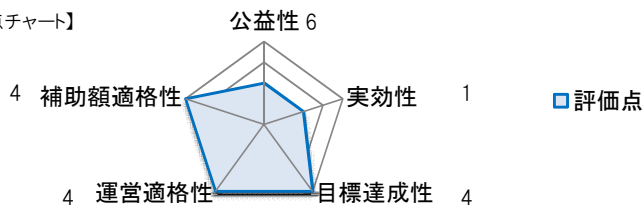
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 99        |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 指導課       |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>活動に係る事業費に残は発生しない。学校内の緑化推進は計画的に行うようにしている。人権研修については、係の実費を積算しているため、額は適切である。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市遠距離通学費補助金                 |
| 被補助団体名 | 遠距離通学をする小・中学生                |
| 分類     | ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額                         |

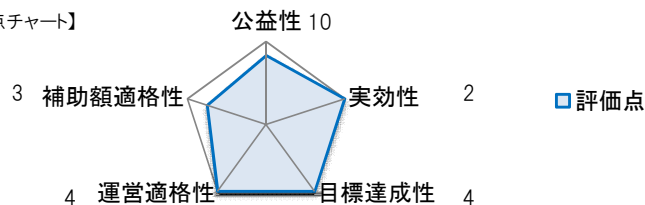
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 100        |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 学務課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 23  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>学校教育法の規定に基づき、保護者は子に対し、小中学校に就学させる義務を負っているため、教育費の負担軽減による適正な就学の振興を図る必要がある。効果指標については、支給対象児童・生徒数。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>遠距離通学に要する費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減が図られ、教育の振興に資することができるため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市特別支援教育就学奨励費補助金            |
| 被補助団体名 | 特別支援学級に在学する児童・生徒の保護者         |
| 分類     | ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額                         |

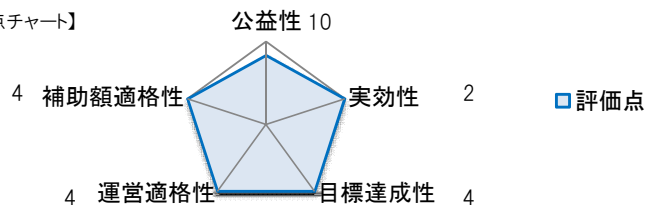
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 101        |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 学務課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 24  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>国の補助基準に基づき、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減する必要がある。効果指標については、支給対象児童・生徒数。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、就学に要する費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることができるため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 私立幼稚園災害共済給付加入補助金     |
| 被補助団体名 | 千成幼稚園 ほか             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

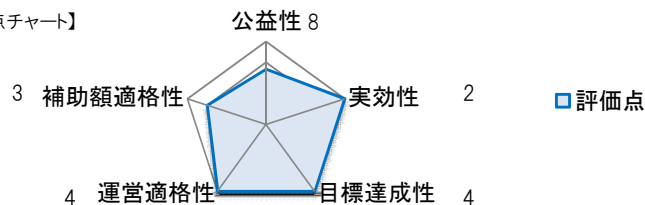
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 102       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 指導課       |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>市立幼稚園と同様に、私立幼稚園の園管理下における災害に備えた日本スポーツ振興センターの災害共済給付への加入を促進することにより、負傷等の場合に医療費等の給付を受けることができ、保護者の負担軽減につながる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>佐倉市内の幼稚園児について、公立、私立の別なく災害時の保障に備えることができることが今後も見込まれるため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市私立幼稚園振興事業補助金      |
| 被補助団体名 | 市内の私立幼稚園             |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

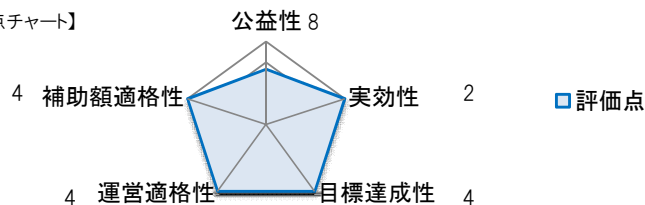
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 103        |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 学務課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>私立幼稚園の健全な幼稚園経営を維持することにより保護者に対し就園支援が図られ、幼児教育の推進ができる。効果指標は、補助件数。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>市の幼児教育を推進するには、私立幼稚園の担う役割が大きく経営の安定化が求められる。さらに適切な幼児教育の充実を図るためにも引き続き私立幼稚園の振興を図る必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市私立幼稚園就園奨励費補助金       |
| 被補助団体名 | 私立幼稚園設置者               |
| 分類     | ⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額 ・所得要件を設けること       |

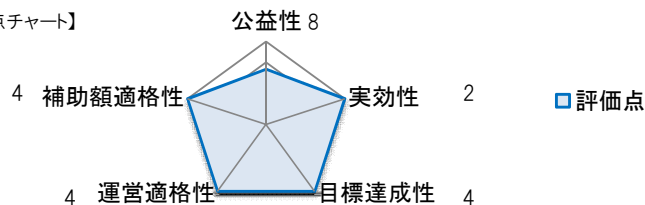
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 104        |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 学務課        |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減することは子育て支援施策の一つとして大変重要である。効果指標は、就園奨励費補助件数。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性            | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>国の補助基準に基づき、私立幼稚園への就園時における園児の保護者の経済的負担を軽減することにより、私立幼稚園への就園を奨励し、幼児教育の普及・充実に図れる。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択としての継続は了承できるが、拡大については事業課の要望として受け止める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市成人教育活動助成補助金        |
| 被補助団体名 | 佐倉市PTA連絡協議会           |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

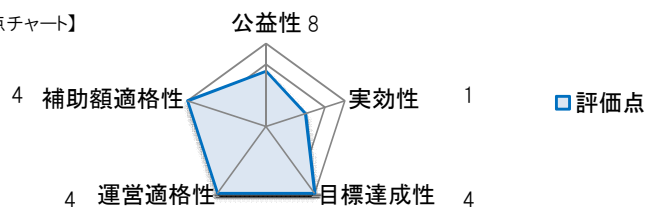
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 105         |
| 作成日     | 平成23年7月8日   |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)     |
| 担当課名    | 社会教育課       |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1、2該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】 地域で地域の青少年の健全な育成を図ろうと、学校・家庭・地域の三者が連携して組織するPTAに対し、児童の安全に対する活動、活動に対する研究等の要望が多くある。その市内各学校単位におけるPTAの代表者で組織している市P連に対し、支援を行う。<br>【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>青少年の健全な育成を図るためには身近な地域における学校・家庭・地域の三者の連携は不可欠である。その活動の継続が必要であるため、現状を維持したい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 将門地区社会教育団体体育成事業補助金       |
| 被補助団体名 | 部落解放同盟千葉県連合会将門支部女性部      |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

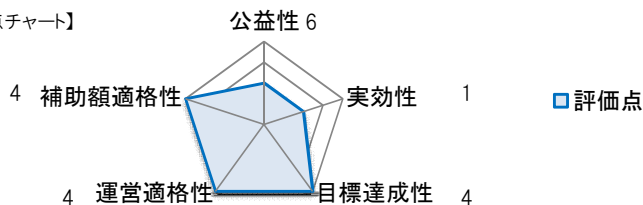
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 106       |
| 作成日     | 平成23年7月6日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 社会教育課     |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点 | 評価点 | 財政課確認欄 |
|------|--------|--|----|-----|--------|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4  | 0   | ✓      |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4  | 4   | ✓      |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4  | 2   | ✓      |
|      | 目標達成性  | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2  | 1   | ✓      |
|      |        | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。                              | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。   | 2  | 2   | ✓      |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2  | 2   | ✓      |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2  | 2   | ✓      |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2  | 2   | ✓      |
| 合計   |        |  | 26 | 19  |        |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>人権課題についての理解を深めるための学習活動に対する支援である。   |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|            | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>人権課題が複雑化・多様化している中、きめ細かい学習活動の継続が必要であるため現状を維持したい。  |
|            | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉日蘭協会助成補助金           |
| 被補助団体名 | 佐倉日蘭協会                |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

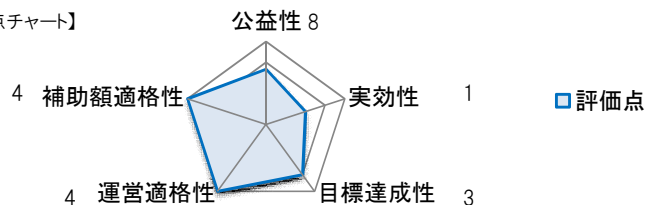
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 107       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 文化課       |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 1          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>佐倉日蘭協会の事業には多くの市民が参加しており、特に佐倉オランダ児童交流事業には、募集人員を大きく上回る応募がある。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>今後とも、草の根レベルでのオランダとの交流を行うためには、事業を継続して行っていく必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 文化財保存事業補助金           |
| 被補助団体名 | 佐倉囃子保存会ほか            |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

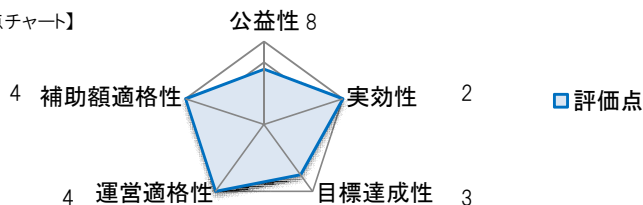
|         |             |
|---------|-------------|
| 補助金No.  | 108         |
| 作成日     | 平成23年7月11日  |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)・個人等 |
| 担当課名    | 文化課         |
| 分類別交付区分 | 基準該当        |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】「歴史・自然・文化」のまち佐倉市にとって、市民団体による史跡見学会などで文化財の存在意義は大きい。補助金交付件数のほか、講演会・見学会やまつり等の催し参加者数ではかることができる。また、各団体等も補助金の趣旨をよく理解しており、年間を通じて文化財の保存活動に努めている。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】 当該補助金の対象となる団体等はいずれも佐倉市の歴史を伝える重要な文化財を保存・管理している。市では、昨年度から「佐倉・城下町400年記念事業」を実施しており、市の資産として城下町の特徴を伝える等、文化財保存・保護の重要性は高まっており、各団体等も年間を通じて活動に努めているため。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択としての継続は了承できるが、拡大については事業課の要望として受け止める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市体育協会補助金               |
| 被補助団体名 | 佐倉市体育協会                  |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

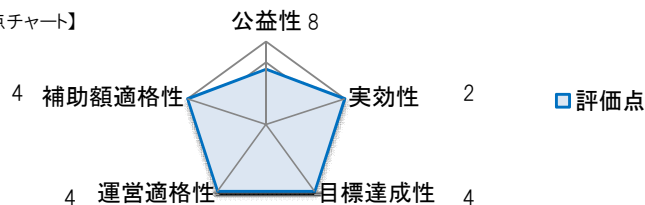
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 109       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 生涯スポーツ課   |
| 分類別交付区分 | 特例(別記1該当) |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  |            |   |

|                |   |
|----------------|---|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>健康ブームが浸透し、各競技の市民体育大会の開催要望やスポーツ教室へのニーズは多い。また、効果については、大会や教室の開催回数、参加者数により把握することができる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進していくため、平成23年6月にスポーツ基本法が制定され、これにより、今後、市の責務として、自主的かつ主体的な施策の実施が求められることから維持すべきものと考え</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市スポーツ少年団補助金            |
| 被補助団体名 | 佐倉市スポーツ少年団               |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

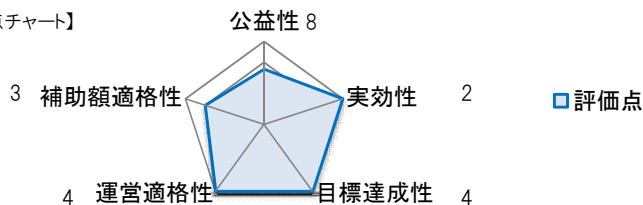
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 110       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 生涯スポーツ課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>スポーツ少年団が開催する各種競技の大会への参加希望は多く、団体数も目標値を達成している。   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他 |
|                | 【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>加盟団体数が目標値を超えており、団体数に見合った補助水準を確保したい。  |
|                | 【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できると認める。  |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉朝日健康マラソン大会事業補助金     |
| 被補助団体名 | 佐倉朝日健康マラソン大会実行委員会     |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

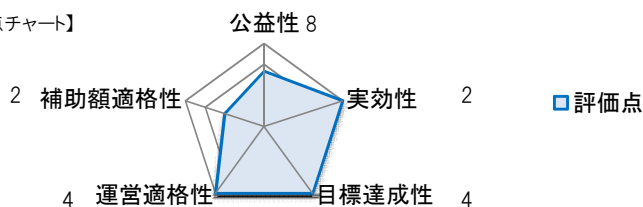
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 111       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 生涯スポーツ課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 0   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 20  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>市民の参加者数が効果の指標となり、客観的に確認できる。  |
|            | 【財政課記載欄】   |
| 方向性        | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>マラソブームという状況下、収支は安定しているものの、市の看板事業であり、観光や産業振興への効果が期待できることから現状維持が望ましい。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>事業課の選択を了承できるを認める。 |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 2   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市運動広場管理運営事業補助金         |
| 被補助団体名 | 弥富運動広場管理運営団体 他           |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

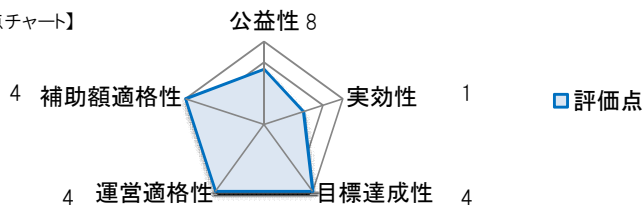
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 112       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 生涯スポーツ課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 21  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>少年野球等に使用できる市営グラウンドは少なく、学校開放で利用するにも部活動優先で制限されることからニーズは多い。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性            | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>施設整備を行うには莫大な経費がかかることから、補完する施策として実施しているものであり、今後、スポーツ施策に重点を置いていくという国の方向性を勘案すると、維持は最低限必要と考える。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】





【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 補助金名称  | 千葉県歩け歩け佐倉市大会補助金          |
| 被補助団体名 | 千葉県ウォーキング協会              |
| 分類     | ④啓発、誘導のための財政支援(特定団体への支援) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内               |

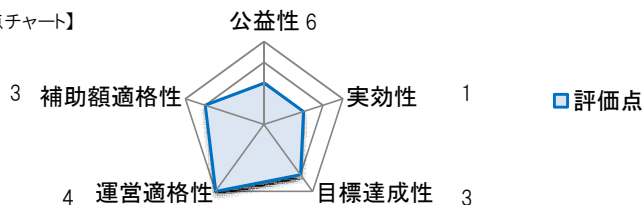
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 113       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 生涯スポーツ課   |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 1      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>ウォーキングという健康・体力づくりにつながる事業であるが、市外からの参加者の割合も多い。市民の健康・体力づくりというよりも、どちらかというと観光・文化財紹介という色彩が強いように感じる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>参加費を徴収するとともに、協賛金も募って事業を運営している。現状維持のうえ縮小も視野に入れ経過を観察したい。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 3   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市水洗便所改造資金助成金       |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

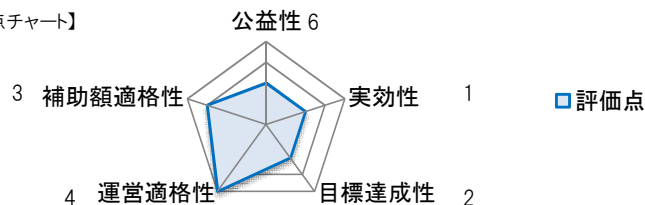
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 114       |
| 作成日     | 平成23年7月7日 |
| 被補助者区分  | 個人等       |
| 担当課名    | 下水道課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 16  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>下水道が整備された特定の地区の住民に対する制度であり、市民生活に直接影響する制度ではないが、普及促進による環境改善としての公益性は高い。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>市の下水道普及強化の姿勢を示す具体的な手段であることから、継続すべきである。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市水洗便所改造奨励金         |
| 被補助団体名 | 個人                   |
| 分類     | ③啓発、誘導のための財政支援(制度補助) |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内           |

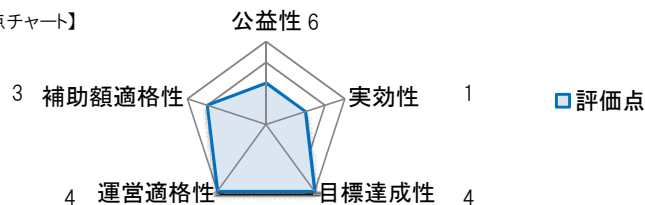
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 115       |
| 作成日     | 平成23年7月7日 |
| 被補助者区分  | 個人等       |
| 担当課名    | 下水道課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 2      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 1   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  | ✓      |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>下水道が整備された特定の地区の住民に対する制度であり、市民生活に直接影響する制度ではないが、普及促進による環境改善としての公益性は高い。</p> <p>【財政課記載欄】</p>   |
| 方向性        | <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>市の下水道普及強化の姿勢を示す具体的な手段であることから、継続すべきである。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 4   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 3   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 被災者住宅再建支援金事業補助金              |
| 被補助団体名 | 東日本大震災による液状化被害等を受けた個人        |
| 分類     | ⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援 |
| 交付基準   | ・所要額                         |

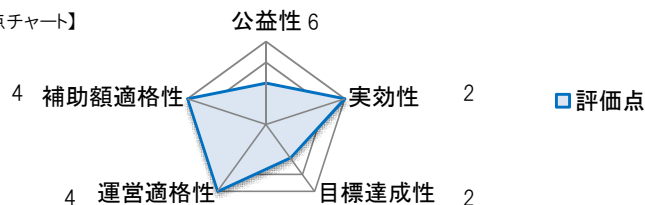
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 116        |
| 作成日     | 平成23年7月11日 |
| 被補助者区分  | 個人等        |
| 担当課名    | 交通防災課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 18  |        |   |

|            |   |
|------------|---|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>質問4:この千葉県独自の支援事業であり、全額すべて特定財源である。要件に該当する被災者個人への支援率100%。<br/>質問9:支援金である性質上、団体等の運営事業費ではなく、繰越金等には該当しない。</p> <p>【財政課記載欄】<br/>東日本大震災の災害による23年度のみでの事業のため、実績なし。</p>  |
| 方向性        | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input checked="" type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>東日本大震災の災害による23年度のみでの事業であるため</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 補助金名称  | 佐倉市婚活支援事業交付金                 |
| 被補助団体名 | 佐倉市婚活支援協議会                   |
| 分類     | ①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金) |
| 交付基準   | ・所要額                         |

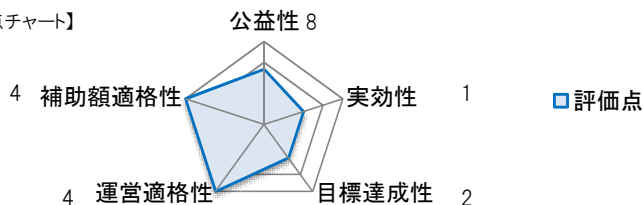
|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 117        |
| 作成日     | 平成23年7月23日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 自治人権推進課    |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画含)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画含)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。 | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 19  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | 【事業課記載欄】<br>平成23年度新規事業であるため、成果値を測定する実績はなし。   |
|                | 【財政課記載欄】   |
| 方向性            | <input checked="" type="checkbox"/> 継続(維持) <input type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他<br>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br>実施計画上、平成23年から平成25年まで事業を継続的に行う予定である。市民の事業参加申込状況などを考慮し、住民ニーズがあると判断されることから、計画通り事業を実施する方向で検討している。<br>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br>平成23年度は全額県補助金による事業の実施であり、2年目以降は補助金の交付は見込まれていないため、事業規模の縮小も |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 8   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 民間保育園施設整備費補助金         |
| 被補助団体名 | 社会福祉法人 恵泉福祉会          |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

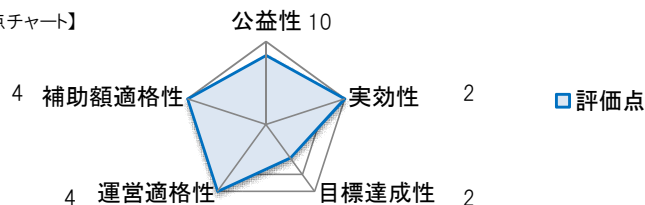
|         |           |
|---------|-----------|
| 補助金No.  | 118       |
| 作成日     | 平成23年7月8日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)   |
| 担当課名    | 子育て支援課    |
| 分類別交付区分 | 基準該当      |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|--------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓      |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 4   | ✓      |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2      | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0      | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓      |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓      |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠はなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓      |   |
| 合計   |        |  | 26  | 22  |        |   |

|            |  |
|------------|--|
| 点検評価の根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】<br/>平成22年5月に2園開園し定員が150名増えたものの待機児童の解消には至っていない。本補助金を活用し施設が整備され定員が増えることは、待機児童の解消に向けた大きな一助となる。</p> <p>【財政課記載欄】</p>  |
| 方向性        | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>今回は国の「安心こども基金」を活用するが、来年度以降の国県の補助制度については未定であるため、その動向を注視し、待機児童解消に向けた保育園整備のため、同様の補助制度の継続を検討する必要がある。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>事業課の選択を了承できると認める。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 10  |
| 実効性    | 2   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】



【平成23年度見直し時補助金点検シート】

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 補助金名称  | 起業支援事業補助金             |
| 被補助団体名 | 個人                    |
| 分類     | ②市との連携により実施する事業への財政支援 |
| 交付基準   | ・補助率2分の1以内            |

|         |            |
|---------|------------|
| 補助金No.  | 119        |
| 作成日     | 平成23年7月12日 |
| 被補助者区分  | 団体(事業費)    |
| 担当課名    | 産業振興課      |
| 分類別交付区分 | 基準該当       |

| 点検項目 |        | 点検内容   | 配点  | 評価点 | 財政課<br>確認欄 |   |
|------|--------|--|---|-----|------------|---|
| 効果性  | 公益性    | 1 補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。<br>4: 補助金等の支出がないと、市民の生命・身体に支障が生じる。<br>2: 補助金等の支出がないと、市民の生活に支障が生じる。<br>0: 補助金等の支出がなくても市民の生活に支障はない。                 | 4   | 0   | ✓          |   |
|      |        | 2 行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。<br>4: 当該事業は市が推進すべき事業で、総合計画(実施計画)に明示されている。<br>2: 当該事業は市が推進すべき事業だが、総合計画(実施計画)には明示がない。<br>0: 当該事業は市が推進しなくともよい。   | 4   | 4   | ✓          |   |
|      |        | 3 事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。<br>4: 社会経済状況の実情や住民ニーズに合致している。<br>2: 社会経済状況の実情に合致している。<br>0: 社会経済状況の実情には合致していない。                                    | 4   | 2   | ✓          |   |
|      | 実効性    | 4 市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。<br>2: 効果を指標等をもって客観的に確認することができる。<br>1: 効果を推量することができる。<br>0: 効果は確認できない。   | 2   | 1   | ✓          |   |
|      |        | 目標達成性  | 5 年度ごとの目標値の設定が明確であること。<br>2: 目標値が数値化されており、今後の目標数値となりえている。<br>1: 目標値は数値化されているが、成果の指標として見直しが必要である。<br>0: 目標値は数値化されていない。 | 2   | 2          | ✓ |
|      |        |  | 6 年度ごとの目標値が達成されていること。<br>2: 成果値は目標値の80%以上である。<br>1: 成果値は目標値の50%以上80%未満である。<br>0: 成果値は目標値の50%未満あるいは数値化できない。            | 2   | 0          | ✓ |
| 適格性  | 運営適格性  | 7 補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。<br>2: 規則又は要綱に基づき、法令を遵守している。<br>0: 規則又は要綱に基づいていない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 8 団体等の会計処理及び使途が適切であること。<br>2: 帳簿や領収書等の確認を毎年度に行っており、適正である。<br>0: 帳簿や領収書等の確認は不定期に行われているまたは確認していない。   | 2   | 2   | ✓          |   |
|      | 補助額適格性 | 9 補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。<br>2: 繰越金の額は補助金額未満である。<br>1: 繰越金の額は補助金額以上だが、合理的な理由がある。<br>0: 繰越金の額は補助金額以上で、合理的な理由はない。                        | 2   | 2   | ✓          |   |
|      |        | 10 補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。<br>2: 補助金の額には合理的な積算根拠があり、適宜見直しを行っている。<br>1: 補助金の額には合理的な積算根拠があるが、見直しは行っていない。<br>0: 補助金の額には合理的な積算根拠がなく、見直しも行っていない。 | 2   | 2   | ✓          |   |
| 合計   |        |  | 26  | 17  |            |   |

|                |  |
|----------------|--|
| 点検評価の<br>根拠・理由 | <p>【事業課記載欄】当該事業は産業振興を通じて将来の市民生活向上に寄与することを意図した制度であり、直近の市民生活に大きな影響はない。現在は支援規模、支援メニューともに乏しく、起業家の注目を喚起できるだけの制度となっていないため、大きな成果は期待しづらい。(今年度から実施する事業で、制度検討段階であるため、項目6～10は推定。)</p> <p>【財政課記載欄】<br/>質問7: 補助金要綱は作成中</p>  |
| 方向性            | <p><input type="checkbox"/> 継続(維持) <input checked="" type="checkbox"/> 継続(拡大) <input type="checkbox"/> 継続(縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(段階的縮小) <input type="checkbox"/> 廃止(即時) <input type="checkbox"/> その他</p> <p>【事業課が上記方向性を選択した理由】<br/>事業の有効性を高めるため、起業家が関心・意欲を高めるような支援メニュー、支援規模の拡大を図る。</p> <p>【事業課の上記選択・理由に対する財政課所見】<br/>平成23年度(6月補正予算)からの補助事業であるため、今年度の実績をみてから、補助事業拡大については判断すべき。</p> |

| 点検項目   | 評価点 |
|--------|-----|
| 公益性    | 6   |
| 実効性    | 1   |
| 目標達成性  | 2   |
| 運営適格性  | 4   |
| 補助額適格性 | 4   |

【評価点チャート】

